

# 広域的水道整備計画

## (埼央広域水道圏)

平成2年12月策定  
平成16年3月改定

埼 玉 県

## 目 次

1.	水道の広域的な整備に関する基本方針 .....	1
(1)	計画の目標及び計画期間 .....	1
ア	計画の目標 .....	1
イ	計画期間 .....	1
(2)	水道の広域的な整備の必要性 .....	1
(3)	施設整備、維持管理及び経営等に関する基本方針 .....	2
ア	施設整備 .....	2
イ	維持管理 .....	2
ウ	経営 .....	2
2.	広域的水道整備計画の区域に関する事項 .....	3
(1)	区域の概況 .....	3
ア	一般概要 .....	4
イ	水道の既存計画と現況 .....	5
ウ	現状の問題点 .....	5
(2)	需要水量と供給水量の見通し .....	8
ア	給水人口の推計 .....	10
イ	需要水量の推計 .....	11
ウ	供給水量の見通し .....	12
エ	水需給の見通し .....	13
3.	根幹的水道施設の配置その他の基本的事項 .....	14
(1)	施設整備に関する事項 .....	14
ア	県営水道用水供給事業 .....	14
イ	市町村水道事業 .....	15
ウ	施設整備に関する施策 .....	15
(2)	維持管理に関する事項 .....	17
ア	施設管理 .....	17
イ	水質管理 .....	17
(3)	水道事業経営に関する事項 .....	18
ア	料金の格差 .....	18
イ	健全な経営 .....	18
ウ	環境に配慮した事業運営 .....	18
	図表編 .....	19

## 1. 水道の広域的な整備に関する基本方針

### (1) 計画の目標及び計画期間

#### ア 計画の目標

この計画は、埼央広域水道圏における水道を広域的かつ合理的に整備することにより、適正な維持管理の下、将来にわたり安全で安定した給水体制の確立、料金を始めとする給水サービスの均等化等を図ることを目的とする。

#### イ 計画期間

この計画の目標年度は、平成 27 年度とする。

### (2) 水道の広域的な整備の必要性

埼央広域水道圏の水道は、水道施設の整備拡充、給水サービスの格差是正、事故及び災害等の緊急時（以下「緊急時」という）の給水体制の確立などの課題を解消するための各種施策を実施してきた。

人口及び水需要の伸びも落ち着き、維持管理の時代を迎えたいま、安全で安定した給水を継続し、水質基準の強化に対応するためにも、水道の維持管理体制の強化を図ることが求められている。

しかしながら、水道事業の経営は市町村単位で行われているため、規模の小さい水道事業においては、経験豊富な水道技術者が不足し、十分な管理が行えない状況となってきた。

今後は、市町村合併を含めた近隣の水道事業者との統合や、大規模な水道事業者と連携を図ることにより、広域的な水道の維持管理体制の充実を図り、安全で安定した給水を確保する必要がある。

### (3) 施設整備、維持管理及び経営等に関する基本方針

埼央広域水道圏における水道の広域的な整備に関する基本方針は、埼玉県水道整備基本構想の基本方針に基づき設定する。

#### ア 施設整備

埼玉県水道用水供給事業の水道施設のうち、浄水施設・送水施設を緊急時にも対応できるように広域的に整備する。また、原水水質の動向に適切に対応できるような浄水施設の整備を行う。また、需要に見合う適正なダム開発に引き続き参画し、水源の確保を図り、市町村（水道事業者）への安定した用水供給に努める。

市町村（水道事業者）においては、地下水から表流水への転換を促進するとともに、渇水、災害に強い施設整備に努めるとともに、老朽管の布設替え等漏水防止対策を推進し、有効率の向上を図る。

#### イ 維持管理

市町村（水道事業者）並びに水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という）は、安全で安定的な給水を確保するために、老朽化してきている施設の更新を計画的に進めるとともに、耐震性能の向上を図る。また、緊急時に対応できる応急復旧及び応急給水体制並びに相互応援体制の整備充実に努める。

県（行政）は、今後義務づけられる水質検査計画の策定や水質試験結果の公表に対応して、水道事業者等が広域的な連携を図ることができる仕組みを整備する。

#### ウ 経営

水道事業者等は、コスト縮減とともに効率的な事業運営を行い、財務状況の安定した経営を目指すとともに、給水サービスの向上並びに環境に配慮した事業運営に努める。

また市町村（水道事業者）においては、健全な経営を維持するため、近隣の水道事業者との経営面での統合や、市町村合併等により事業の再編成に努める。

## 2. 広域的水道整備計画の区域に関する事項

## (1) 区域の概況

本計画の対象区域は、埼玉県水道用水供給事業により、供給している埼玉県内の 78 市町村と、その西側に隣接する 3 村を加えた 81 市町村（40 市 35 町 6 村）の区域とする。



## ア 一般概要

本県の面積約 3,800km<sup>2</sup>（国土地面積の約 1 %）のうち、この計画区域の面積は、約 2,900km<sup>2</sup>と約 4 分の 3 を占めている。

地形は、西部の丘陵、中央部の台地及び東部の低地に大別され、西に高く東に低くなっている。河川は、県中央部を流れる荒川及びその支流の入間川を始めとし、北部の群馬県境を利根川及びその支流の神流川、また東部の栃木、茨城、千葉の各県境を利根川及びその支流の渡良瀬川や分流の江戸川が流れるなど、荒川水系及び利根川水系に属する多数の河川が流れている。

平野部のうち、北部は概ね農業地帯を形成し、南部は首都圏の近郊都市となっている。区域内人口は、平成 15 年 9 月 1 日現在において 6,918 千人（埼玉県推計人口）と県総人口（7,036 千人）の 98.3% を占めており、南部に人口が集中している。また、人口の傾向をみると経済の高度成長に伴い昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけては急激に増加し、その後石油危機を契機とする経済の低成長期には穏やかな増加となった。その後の都心部での地価高騰を背景に増加傾向となつたが、近年では「都心回帰」の現象もみられ、安定した推移となっている。

産業は、県南部で都市化の進展に伴い第 3 次産業がますます発達し、また、北部では近年内陸型の工業化が進んでいる。平成 12 年国勢調査報告による産業別人口割合は、第 1 次産業 2.5%、第 2 次産業 32.6%、第 3 次産業 64.9% と第 3 次産業に従事するものが多い。

なお、各市町村別の概要是、表 1（図表編）のとおりである。

## イ 水道の既存計画と現況

計画給水区域内における水道普及率は、平成4年度98.8%、平成9年度99.3%、平成14年度99.5%（平成13年度実績：全国平均96.7%、県平均99.6%）であり年々向上している。

計画区域内の水道事業数（平成14年度現在）は、水道用水供給事業1箇所、上水道事業73箇所、簡易水道事業18箇所である。

一日最大給水量の実績値は、平成4年度2,880千m<sup>3</sup>、平成9年度2,884千m<sup>3</sup>、平成14年度2,803千m<sup>3</sup>となっており、一人一日最大給水量の実績値は、平成4年度449L、平成9年度431L、平成14年度409Lとなっている。

水道の既存計画と給水の現況は、表2（図表編）のとおりである。

## ウ 現状の問題点

### (ア) 水道水源

水源の内訳（平成14年度実績）をみると、給水量ベースで県営水道用水供給事業による表流水2,013千m<sup>3</sup>/日（71.8%）、市町村自己水源による表流水70千m<sup>3</sup>/日（2.5%）、地下水等720千m<sup>3</sup>/日（25.7%）と県営水道用水供給事業への依存度は高い。

表流水においては、県営水道用水供給事業が現在、水利権許可を受けている水量は、暫定分も含め2,143千m<sup>3</sup>/日（毎秒24.803m<sup>3</sup>）（平成14年度末現在）であり、通常の年であれば問題なく用水供給が可能となっている。しかしながら、近年の降水量の減少傾向により利根川・荒川水系における水供給の安定性も低下していることから、渴水時の対応として、節水による需要抑制や既存施設の有効利用、水源の多様化など水利用の安定性を確保していく必要がある。

また、水質的な観点では、水道水源の水質保全に関する法律の整備が進められているものの、水質改善は早急に進むものではなく、平成8年（1996年）6月には越生町において我が国で初めて水道を介してクリプトスボリジウム<sup>※1</sup>による感染症が発生した。このため暫定対策指針が策定され、クリプトスボリジウムの除去可能な施設の設置や、適正な管理のもとでの浄水処理の徹底が図られることとなった。

地下水においては、取水による地盤沈下の問題があり、関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱に基づく取水量の規制があるほか、産業排水による有機塩素系化学物質汚染肥料使用による亜硝酸性窒素、フミン質（色度成分）の存在による消毒副生成物<sup>※2</sup>等が問題となっている。

※1 クリプトスボリジウム：水道水の消毒程度の塩素消毒では感染力を失わない。病原微生物。

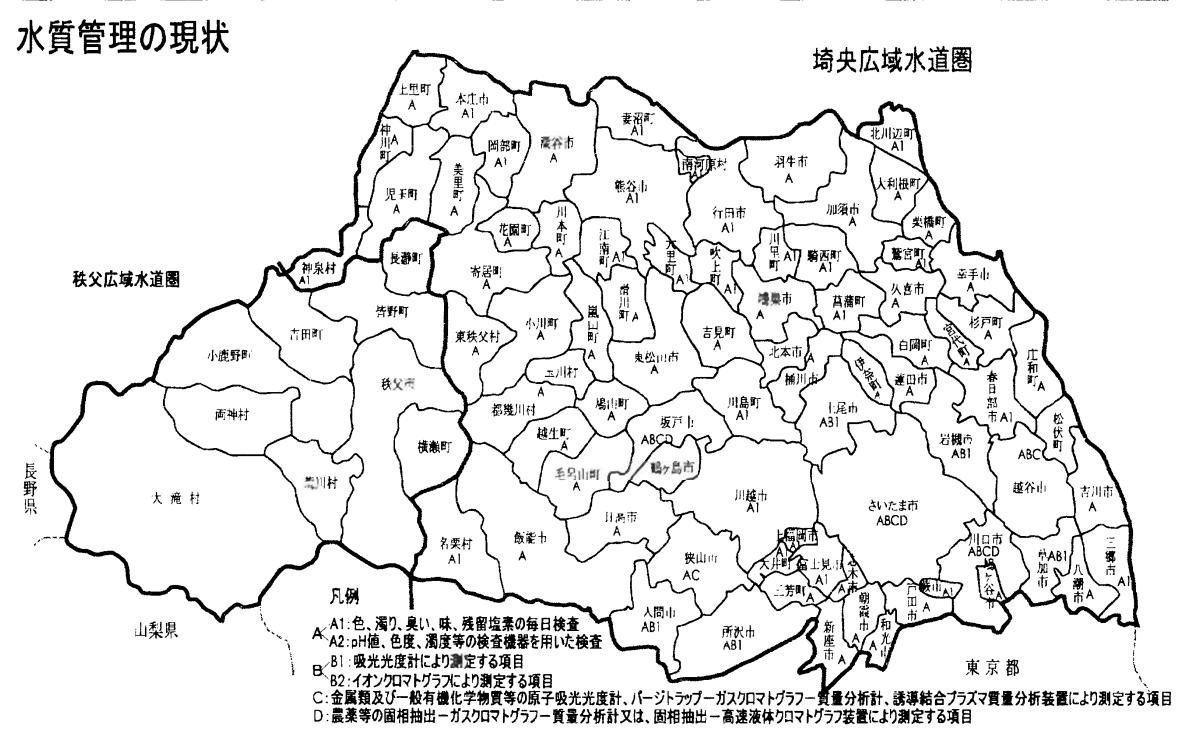
※2 消毒副生成物：水道水の消毒に用いられる塩素と原水中の有機物質が反応して生成される有機塩素化合物。

## (1) 水質管理

水質検査の現状は、県営水道用水供給事業においては全項目の自己検査を実施している。一方、市町村（水道事業者）で全項目の自己検査を実施しているのは3箇所で、その他の70箇所の市町村（水道事業者）では、検査項目の一部又は全部を水質検査機関に委託している。

水質基準<sup>※1</sup>が強化され、水質検査計画<sup>※2</sup>の策定、水質検査結果の公表が義務づけられるが、市町村（水道事業者）の中には経験豊富な技術者が不足しており、大きな課題となってくると予想される。

水質管理の現状は、表3（図表編）のとおりである。概略図を下記に示す。



※1 水質基準：水道法により規定されるもので、水道水が備えなければならない水質上の要件。

※2 水質検査計画：事業者毎に毎年策定し事前に公表するもの。水質試験の適正化と透明性を確保する。

#### (ウ) 水道普及率

計画区域内における水道普及率は 99.5%（平成 14 年度末）と高い水準となっているが、一部の町村では 90% を下回る所もあり、今後とも引き続き普及率の向上を図る必要がある。

#### (イ) 料金

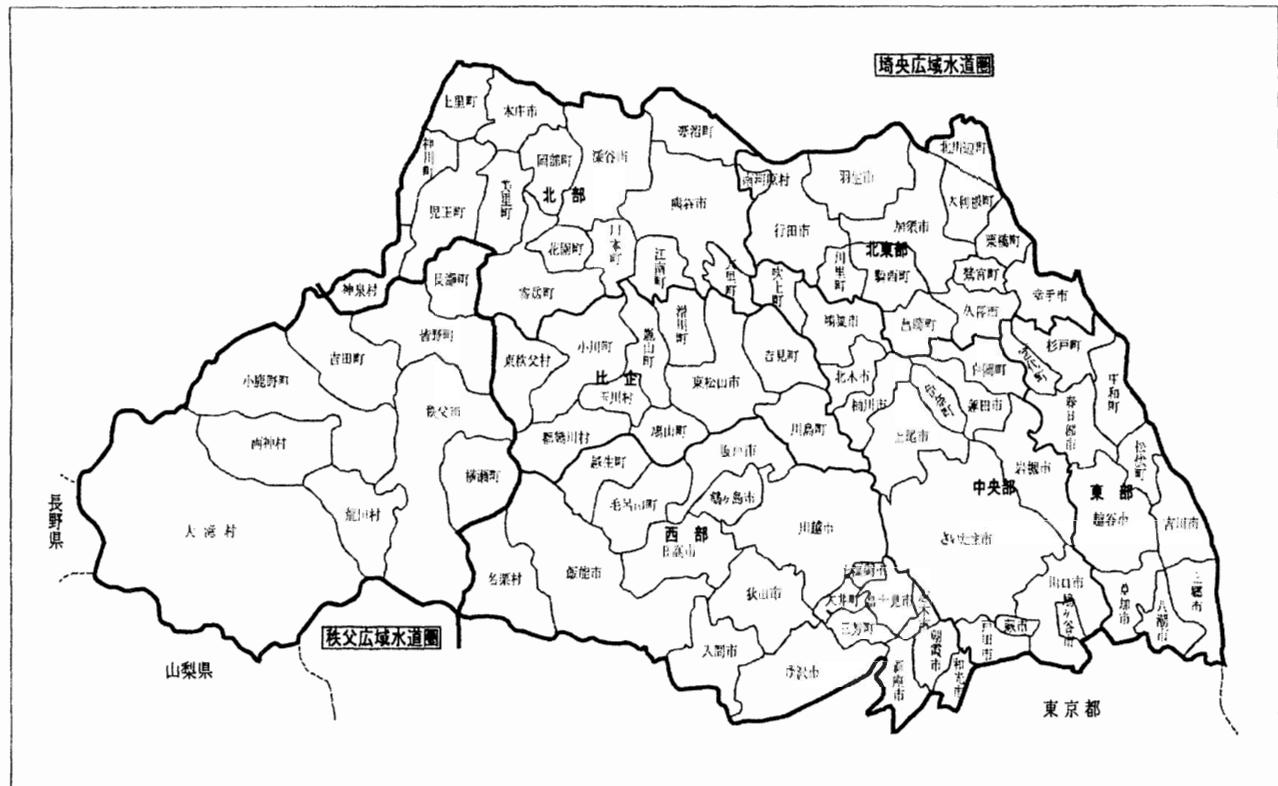
平成 15 年 10 月 1 日現在、県営水道用水供給事業における用水供給単価は、64.86 円（旧広域第一、第二区域）、90.43 円（旧拡大区域）となっている。全地域同一料金に統一することが今後の課題である。

また、市町村水道事業における平成 15 年 10 月 1 日現在の家庭用 10 m<sup>3</sup>あたりの水道料金は、最低 577 円から最高 1,575 円であり、約 2.7 倍の料金格差となっている。

今後は、市町村（水道事業者）の自主性を尊重しながら、近隣市町村の水道事業との再編成を進める中で、水道料金の平準化を図る必要がある。

## (2) 需要水量と供給水量の見通し

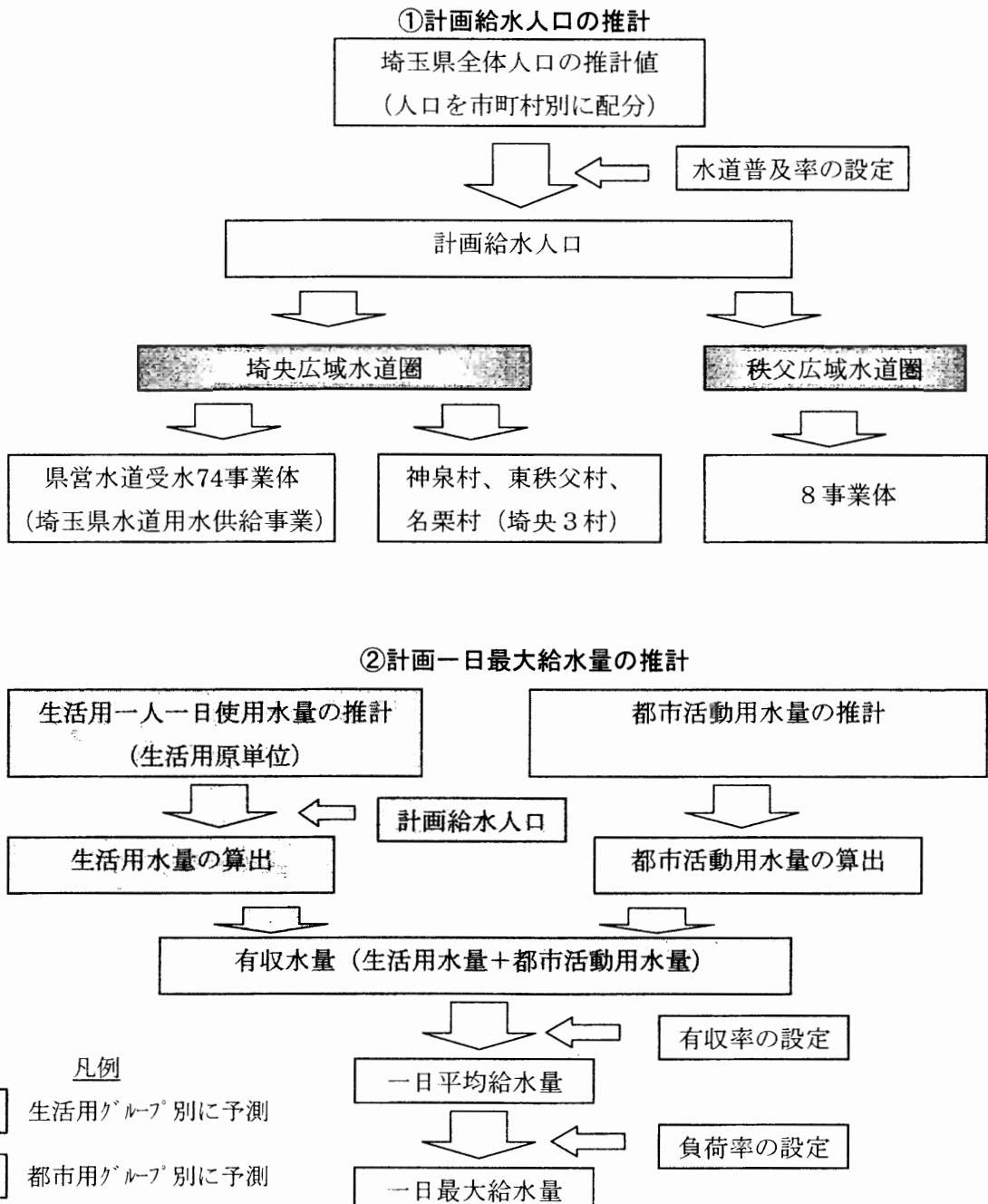
需要水量<sup>\*1</sup>と供給水量<sup>\*2</sup>の見通しは、埼央広域水道圏を下図のように地下水適正利用調査区分の6地区別に整理して算出した。(図表編、表4、表5、表6参照)  
なお、需要水量の推計フローは、次のとおりである。



\*1 需要水量：一般的の需要に応じて給水する量を指し、一般的には給水量として表記されることが多い。

※2 供給水量：需要水量に対する表現であり、需要に応じて給水するだけの供給可能水量を表すことが多い。

## 計画給水人口、計画給水量の算出フロー



## ア 納水人口の推計

### (ア) 計画区域の総人口

本県の総人口については、平成 27 年の推計人口を採用して 728 万人とする。

計画区域の総人口についても、前述の推計人口を採用して平成 19 年度 704 万人、平成 24 年度 714 万人、平成 27 年度 717 万人とする。

### (イ) 計画区域の給水人口

#### a. 水道普及率

水道水の安全性等の広報を積極的に行い、水道普及率の向上を目指すものとし、平成 32 年度に目標値 100% として設定する。

#### b. 納水人口

給水人口は総人口に水道普及率を乗じて算出する。

地区別の人団、水道普及率、給水人口の推移は、表 4 (図表編) のとおりである。

	平成 4 年度	平成 9 年度	平成 14 年度	平成 19 年度	平成 24 年度	平成 27 年度
総 人 口 (人)	6,487,534	6,740,253	6,893,733	7,038,500	7,137,500	7,173,100
水道普及率 (%)	98.8	99.3	99.5	99.6	99.8	99.9
給 水 人 口 (人)	6,409,224	6,691,875	6,857,284	7,012,900	7,122,500	7,164,800

※給水人口は、上水道及び簡易水道の合計である。

## イ 需要水量の推計

### (ア) 有収水量

#### a. 用途区分

有収水量は、有収水量の中で80%をしめる生活用水量と、それ以外の水量として都市活動用水量（業務営業用+工場用+その他用）の2種類に分類する。

#### b. 水量の予測

有収水量の予測は、過去10年の実績データを用いて、生活用・都市活動用の用途別に予測する。

### (イ) 有効率

有効率<sup>※1</sup>は、目標値95%を採用した。また、有効無収水量は過去10年間の平均値とし、有収率<sup>※1</sup>=有効率-有効無収率<sup>※1</sup>とする。

有収率は平成32年度に目標値を設定する。

### (ウ) 負荷率

負荷率<sup>※2</sup>は、各地域の実績10年の最低値を採用する。

### (エ) 目標年度の需要水量

目標年度である、平成27年度における計画一日最大（平均）需要水量は、3,059千m<sup>3</sup>/日（2,523千m<sup>3</sup>/日）となり、一人一日最大（平均）需要水量は427L（352L）となる。

地区別の需要水量は、表5（図表編）のとおりである。

	一日需要水量（千m <sup>3</sup> ）		一人一日需要水量（L）	
	最大	平均	最大	平均
平成14年度	2,803	2,412	409	352
平成19年度	3,015	2,487	430	355
平成24年度	3,047	2,513	428	353
平成27年度	3,059	2,523	427	352

※1 有効率、有収率、有効無収率：給水量（需要水量）に対する、有効水量、有収水量、有効無収水量の割合。

※2 負荷率：一日最大給水量（需要水量）に対する、一日平均給水量（需要水量）の割合。

#### ウ 供給水量の見通し

市町村水道事業の供給水量は、3,001 千 m<sup>3</sup>／日（平成 14 年度実績）である。平成 27 年度における供給水量は、3,306 千 m<sup>3</sup>／日になる。内訳は、表・伏流水 99 千 m<sup>3</sup>／日 地下水 583 千 m<sup>3</sup>／日、受水（県営水道）2,625 千 m<sup>3</sup>／日となり、県営水道の占める割合は 79.4%となる。

地区別の供給の見通しは表 6（図表編）、県営水道用水供給事業の供給水量の見通しは表 7（図表編）、主要な水道水源開発施設は表 8（図表編）のとおりである。

上水道事業の供給の見通し

	表・伏流水	地下水	受水（県営水道）	合計
	（千m <sup>3</sup> ／日）	（千m <sup>3</sup> ／日）	（千m <sup>3</sup> ／日）	（千m <sup>3</sup> ／日）
平成 14 年度	99	763	2,139	3,001
平成 19 年度	99	800	2,301	3,200
平成 24 年度	99	668	2,625	3,392
平成 27 年度	99	583	2,625	3,306

## エ 水需給の見通し

水需給の見通しは、平成 14 年度実績で需要水量 2,803 千 m<sup>3</sup>/日、供給水量 3,001 千 m<sup>3</sup> となっている。これが、目標年度である平成 27 年度においては、需要水量 3,059 千 m<sup>3</sup>/日、供給水量 3,306 千 m<sup>3</sup>/日になる。

なお、需要と供給の差については、水道整備基本構想の基本方針である「安定供給体制の確保と維持」の観点、近年の降水量の減少傾向による利根川・荒川水系における水供給の安定性の低下を考慮しても、必要な水量であると考えている。

地区別の需要水量と供給水量の見通しは、表 9（図表編）のとおりである。

（千 m<sup>3</sup>/日）

	需要水量	供給水量	過不足水量
平成 14 年度	2,803	3,001	198
平成 19 年度	3,015	3,200	185
平成 24 年度	3,047	3,392	345
平成 27 年度	3,059	3,306	247

### 3. 根幹的水道施設の配置その他の基本的事項

埼央広域水道圏における根幹的な水道施設は、埼玉県内の74水道事業者に水道用水を供給している、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、行田浄水場等である。なお、地震等震災時における危険分散を目的として平成17年度稼働を目標に新たに吉見浄水場を荒川右岸側に建設中である。

#### (1) 施設整備に関する事項

##### ア 県営水道用水供給事業

将来にわたって安全で良質な水を安定的に給水するために、安定的水源の確保を図り、水道施設を広域的に整備拡充するとともに、既存の水道施設の耐震性や更新の必要性を適切に評価し、緊急時にも対応できるように施設の改良や更新を行う。また、原水水質の動向、需要者の要望等に対応して高度浄水処理を導入し、安全で良質な水を供給するとともに、省エネルギーなど環境への負荷低減を図り社会への貢献を行う。

目標年度である平成27年度までに次の事業を実施する。

事業名	埼玉県水道用水供給事業
目標年度	平成27年度
給水対象市町村数	埼央広域水道圏の78市町村（74水道事業者）
計画1日最大給水量	2,429,600m <sup>3</sup> /日（茨城県五霞町分は除く）
水源	表流水（利根川水系及び荒川水系）
広域化施設整備の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・水源確保</li><li>・吉見浄水場の整備</li><li>・送水幹線の整備による水運用機能の充実</li><li>・変動供給にかかる整備</li><li>・沈砂池の整備</li><li>・浄水備蓄施設の整備</li><li>・総合管理センターの整備</li><li>・高度浄水処理施設の整備</li></ul>
工期	平成16年度～平成27年度

埼玉県水道用水供給事業の施設整備計画の概要は表10（図表編）、施設整備事業費の概算は表11（図表編）のとおりである。

## イ 市町村水道事業

将来にわたって安全で良質な水を安定的に給水するために、既存の水道施設の耐震化を図るとともに、老朽管の布設替え等漏水防止対策を推進し、有効率の向上に努める。

また、緊急時に対応するため、必要な配水池容量の確保及び近隣市町村との緊急連絡管の整備に努める。

## ウ 施設整備に関する施策

水道事業者等の実情にあわせ、以下に示す施策を実施する。

### (ア) 次世代に継承するための水道施設の改良や更新

将来にわたって安定した給水を確保するために、既存の水道施設の耐震性や更新の必要性を適切に評価し、緊急時にも対応できるように施設の改良や更新を行う。

水道施設の改良や更新にあたっては、水道施設の更新計画を策定し、適切な規模の施設を計画的に整備する。

### (イ) 净水処理と水質管理の強化

水質基準の強化への対応及び安全な水の供給のために、常時水質を監視できる設備の導入を検討する。また、水質に関する情報を水道事業者等で共有化し、水質管理の徹底を図る。

さらに、クリプトスボリジウムなどによる原水水質の汚染に対応した浄水処理設備の整備を行う。

### (ウ) 省エネルギーと資源の再利用など、環境負荷の低減

水道事業においては、浄水処理や送・配水の過程で大きなエネルギーを必要としており、環境に負荷を与えていた。資源の再利用や、エネルギー使用の効率化の方策を検討し、環境に与える負荷を低減できる仕組みを整備するように努める。

また、ISO14001<sup>※1</sup>の取得など環境に配慮した事業経営を推進する。

### (エ) 需要に見合う適正なダム開発等への参画

現在行われている利根川水系及び荒川水系のダム開発等に引き続き参画し、今後の需要水量に対応するための水源の確保を図り、市町村への安定した用水供給に努める。

---

※1 ISO14001：環境管理システムの認証に関する国際規格。

(才) 高度浄水処理の導入等の適正な浄水処理の確保

原水水質の動向や、需要者の要望に応じて、高度浄水処理等を導入し、安全な水の供給に努める。

(カ) 地下水から表流水へ転換

地盤沈下防止対策要綱の見直しに併せて、地下水から表流水への転換を積極的に進める。

(キ) 渇水・災害等緊急時に強い施設整備への取り組み

渴水・災害等緊急時の水の供給を維持するために、水道施設や配水管網の耐震化、配水池容量の増強、隣接市町村間の連絡管の整備に努める。

また配水ブロック化<sup>※1</sup>を行い、被害の影響範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。

(ク) 給水施設での水質劣化の防止

受水槽等の給水施設における水質劣化を防止するために、直結給水が可能となる管網整備を行い、直結給水方式<sup>※2</sup>の普及に努める。

---

※1 配水ブロック化：配水区域を小さく分割して、ブロック毎に水量及び水圧を管理する方法。

※2 直結給水方式：中層建築物等に対し、配水管の圧力をを利用して給水栓まで直接給水する方式。

## (2) 維持管理に関する事項

### ア 施設管理

#### (ア) 危機管理体制の確保

緊急時における水の供給を確保するために、応急復旧体制、応急給水体制の整備を行うとともに、緊急時における職員の対応マニュアルの策定を検討する。

また、近隣水道事業者との間で相互応援体制の確立に努める。

#### (イ) 維持管理の効率化

水道施設の維持管理を効率的に実施するために、水道事業の統合や、施設管理の第三者委託を検討する。

また、高度情報化にふさわしい、コンピュータシステムを活用した施設管理システムの導入による維持管理の効率化を図る。

### イ 水質管理

#### (ア) 水質管理体制の強化

水質基準の改正に対応するため、水質検査体制の充実に努める。また、今後義務づけられる水質検査計画の策定については、広域的な連携を図っていく。

水質検査の実施にあたっては、その精度と信頼性を確保するため、ISO9001<sup>\*1</sup>やISO17025<sup>\*2</sup>を参考として、信頼性保証体制の確保に努める。

#### (イ) 貯水槽水道への助言

水道法による規制の対象とならない、貯水槽水道<sup>\*3</sup>における給水栓の水質確保に関し、必要に応じて指導や助言を行う。

---

\*1 ISO9001：国際標準化機構の品質管理と品質保証に関する国際規格。

\*2 ISO17025：試験所認定制度に関する国際規格。試験所・校正機関が特定の試験・校正を実施する能力があるものとして承認を得ようとする場合の一般的な要求事項の規定。

\*3 貯水槽水道：簡易専用水道及び受水槽の、有効容量10m<sup>3</sup>以下のものの総称。

### (3) 水道事業経営に関する事項

#### ア 料金の格差

水道料金の格差は、施設整備の効率性や施設の耐震化、老朽化した施設の更新の状況など、給水するための費用に差があるために生じる。安全な水を安定的に供給していくためには、計画的に施設を更新する必要があり、相応の費用がかかるが、広域的な連携のもと効率的に施設整備を行い、需要者の負担を軽減するように努める。

#### イ 健全な経営

##### (7) 経営基盤の強化や経営の効率化

健全な経営を維持するため、近隣の水道事業者との統合や、市町村合併等により事業を再編成し、経営基盤の強化、経営の効率化を図る。また、第三者委託についても検討する。

埼玉県の水道事業における将来イメージは、表12（図表編）及び資料2（図表編）のとおりである。

##### (1) 維持管理体制の強化

水質管理の強化や水道施設の維持管理体制を充実させるために、技術者の交流や、高齢技術者を活用した人材育成等により、技術の継承ができる仕組みを整備する。

##### (2) 情報公開

需要者に対して、水道事業経営の状況や水質の状況等について情報公開を推進し、説明責任を果たす。また、給水サービスの向上を図るために需要者の要望を積極的に取り入れることのできる仕組みを整備する。これらの実施にあたっては、IT技術の活用も検討する。

#### ウ 環境に配慮した事業運営

##### (7) 水資源の有効利用

水源の保全や水資源の有効利用に努めるために関係者間の連携・協力を図り、健全な水循環系の構築に向けて、需要者の果たす役割について啓発を行う。

##### (1) 水利用意識の向上

有限な資源である水の需要を抑えるため、さらなる節水意識の高揚、節水型機器の普及、雨水の利用等を図る。また、緊急時における飲料水確保のための方法について需要者に啓発を行う。

## 図表編

表 1	各市町村の概要	20
資料 1	旧広域第一水道区域と旧広域第二区域、旧拡大区域について	23
表 2	水道の既存計画と給水の現況	24
表 3	水質管理の現状	26
表 4	地区別の人ロ、水道普及率、給水人口の推移	28
表 5	地区別の需要水量	29
表 6	地区別の上水道事業の供給の見通し	31
表 7	水道用水供給事業の供給の見通し	32
表 8	主要な水道水源開発	33
表 9	地区別の需要水量と供給水量	34
表 10	水道用水供給事業に係る施設整備計画の概要	35
表 11	水道用水供給事業に係る施設整備事業費の概算	36
表 12	計画区域の将来計画	37
資料 2	埼玉県の水道事業における将来イメージ	39
資料 3	語句の解説	40

表1 各市町村の概要

埼央広域水道圏

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口(平成12年10月1日現在)			総人口 <sup>*</sup> (平成15年9月1日現在)	備考 (主産業その他)	
		総人口 (人)	産業別人口割合				
			第一次 (%)	第二次 (%)	第三次 (%)		
		(人)	(%)	(%)	(%)	(人)	
旧広一区域	岩槻市	49.16	109,247	3.4	33.6	63.0	109,799 県東部、首都30キロメートル圏に位置し、元荒川・綾瀬川沿いに形成された田園都市。「人形のまち」
	春日部市	37.83	203,375	1.0	28.7	70.3	204,133 県東部の中心都市で、梨、桐製品等が有名。99年には首都圏の業務核都市に指定。
	草加市	27.42	225,018	0.7	33.0	66.3	231,915 県東南部に位置するベッドタウン、草加煎餅が有名。
	越谷市	60.31	308,307	1.1	28.2	70.7	314,703 県南東部の中核都市。近年、生活・福祉優先の施策を展開。
	八潮市	18.03	74,954	1.9	43.7	54.4	75,882 県の南東端に位置する首都圏の住宅都市。
	三郷市	30.16	131,047	1.5	35.9	62.6	129,760 県東南端に位置する、首都圏のベッドタウン。江戸川と中川の水辺環境に恵まれた地域。
	松伏町	16.22	29,021	2.7	36.7	60.6	30,675 県の東端部、南北に長い北葛飾郡のやや南に位置する。
	吉川市	31.62	56,673	3.1	32.3	64.6	58,886 都市化が進む一方で田園風景も残る。「なまずの里」としてまちおこしを推進。
	庄和町	28.15	37,549	4.7	31.9	63.4	37,108 近年、ベッドタウン化が進む。主な産業はハウス園芸によるナス、キュウリ、イチゴの栽培。
	川口市	55.75	460,027	1.9	59.3	38.8	475,435 首都東京に隣接した産業文化都市。植木・釣竿等が有名。
	さいたま市	168.33	1,024,062	0.9	24.3	74.8	1,055,413 平成13年5月1日、浦和・大宮・与野の3市合併により誕生した100万都市。政令指定都市。
	蕨市	5.10	71,063	0.2	28.0	71.8	70,950 首都圏のベッドタウン、日本一の人口密度。成人式発祥の地。
	戸田市	18.17	108,039	0.2	30.4	69.4	112,726 首都圏のベッドタウンで、東京への物流拠点。
	鳩ヶ谷市	6.22	54,518	0.6	36.6	62.8	56,249 首都圏のベッドタウンで、近年交通の利便性が向上した。和竿が特産。
	川越市	109.16	330,766	2.2	31.3	66.5	334,316 県西部の中核商工都市。小江戸観光都市としても有名。
	所沢市	71.99	330,100	1.7	25.1	73.2	336,179 県西部の中心都市で、首都圏のベッドタウン。狭山茶の主産地。
	狭山市	49.04	161,460	2.0	31.3	66.7	161,103 首都近郊のベッドタウンで工業都市。狭山茶の主産地。
	入間市	44.74	147,909	1.2	31.9	66.9	150,281 製茶業および繊維工業に加え、電機・機械産業などが盛ん。狭山茶の主産地。
	朝霞市	18.38	119,712	0.9	30.7	68.4	124,985 都心から20キロメートル圏の好立地にあり、住宅都市として急速に発展。
	志木市	9.06	65,076	0.8	29.7	69.5	66,341 商業都市であり、近年、首都圏のベッドタウンとして都市化が進む。
	和光市	11.04	70,170	1.1	23.1	75.8	74,023 首都圏のベッドタウン。自動車関連産業が盛ん。
	新座市	22.80	149,511	1.3	30.1	68.6	150,873 県南の中堅都市で首都圏のベッドタウン。
	富士見市	19.70	103,247	1.8	29.2	69.0	105,086 県東南部に位置し、東は荒川を隔ててさいたま市に隣接する。自然が残るベッドタウン
	上福岡市	6.81	54,630	0.9	30.9	68.2	54,371 首都圏30km圏内、さいたま市からも10キロという立地条件から、首都圏のベッドタウンである。
	大井町	7.86	45,488	1.9	32.8	65.3	46,556 昭和30年代後半から、東京のベッドタウンとして宅地化が進み、人口が急増。
	三芳町	15.30	35,752	4.5	33.0	62.5	36,337 首都圏のベッドタウン及び流通基地。
	計	938.35	4,506,721	1.4	30.9	67.7	4,604,085

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口(平成12年10月1日現在)			総人口※ (平成15年9月1日現在)	備考 (主産業その他)	
		総人口	産業別人口割合				
			第一次	第二次	第三次		
		(人)	(%)	(%)	(%)	(人)	
旧広域二二区	鴻巣市	35.87	84,100	3.5	30.3	66.2	84,057 東京のベッドタウンとして人口が急増した県央部の住宅都市。ひな人形、花の産地として有名。
	上尾市	45.55	212,947	1.1	30.1	68.8	217,435 近年、田園都市から工業都市、さらに住宅都市へと変貌し、人口が増加。
	桶川市	25.26	73,967	2.2	29.4	68.4	73,686 近年は首都圏のベッドタウン化が進む。首都近郊農業、べに花の郷。
	北本市	19.84	69,524	2.0	30.2	67.8	70,334 田園住宅都市。農業は、都市近郊型の野菜や花卉栽培が中心。
	伊奈町	14.80	32,216	1.1	76.0	22.9	34,737 都市化の波とともに人口が急増。梨・ぶどうは県の主産。
	吹上町	15.04	28,169	3.4	32.7	63.9	28,134 埼玉県の中心から北よりに位置する田園都市。コスモスが有名。
	川里町	16.58	8,002	21.7	29.2	49.1	7,938 埼玉県の北東部、首都圏約50km圏に位置する。花卉、米、いがまんじゅう等が特産。
	坂戸市	40.97	97,381	1.9	34.6	63.5	97,867 武蔵野北西部の住宅都市。巨峰まんじゅうが特産。
	毛呂山町	34.03	39,711	2.2	31.0	66.8	39,172 入間郡西部に位置するゆずの産地。「やぶさめ祭り」が有名。
	越生町	40.44	13,718	3.0	36.6	60.4	13,661 第三次産業人口が多い。越生梅林を有し、梅が特産品である。
	鶴ヶ島市	17.73	67,638	1.1	31.6	67.3	68,769 都市化が進行している。平均年齢は38歳と若い。
	日高市	47.50	53,758	3.1	37.2	59.7	53,721 県の中西部、秩父山地東縁から入間台地の一帯を占める縁峰かなまち。
	東松山市	65.33	92,929	2.6	36.8	60.6	92,504 比企郡の中心都市。住宅地開発等により都市化が進む。
	滑川町	29.71	12,836	6.9	38.9	54.2	13,788 北部に国営森林公園を抱える。南部は工業団地。
	小川町	60.45	37,301	3.6	36.3	60.1	36,463 和紙が有名で歴史を誇る小川和紙や小川絹をはじめ、建具、酒造などの伝統産業で古くから栄えた。
	川島町	41.72	23,322	11.0	38.3	50.7	23,017 首都圏から約45kmという利便性や交通網の整備により都市化が進む。
	吉見町	38.63	22,246	10.5	40.0	49.5	22,244 吉見百穴等の文化財に恵まれている町。
	鳩山町	25.71	17,008	3.7	31.1	65.2	16,491 比企丘陵の南端に位置し、大学や研究所が立地している。
	行田市	61.55	86,308	4.5	38.1	57.4	85,821 県北東部の穀倉地帯。首都圏近郊整備地帯に指定。足袋の産地として有名。
	加須市	59.40	68,445	6.3	33.4	60.3	68,433 関東平野の中央部に位置する。うどんと鯉のぼりの町として有名。
	羽生市	58.55	57,499	5.6	41.0	53.4	57,323 近年、衣料から機械・電子工業等の機械のまちへ移行している。
	久喜市	25.35	72,654	2.3	29.8	67.9	72,775 ベッドタウン化が進む。工業・流通業務用地も集積している。果樹栽培が盛ん。
	蓮田市	27.27	64,386	3.3	29.7	67.0	64,239 ベッドタウン化が進行。県内有数の埋蔵文化財の宝庫。
	幸手市	33.95	56,413	3.0	33.1	63.9	55,157 首都近郊の田園住宅都市。工業団地の造成や宅地開発が進む。桜やイチゴ等が特産品。
	騎西町	28.60	20,382	11.9	34.7	53.4	20,256 農業を中心とした町で、北埼玉の穀倉地帯。米・野菜・果物等の栽培が盛ん。
	南河原村	5.82	4,222	50.4	20.5	29.1	4,165 米作農業中心の村。スリッパの村として有名。
	北川辺町	21.00	13,783	10.2	36.9	52.9	13,539 関東平野のほぼ中央に位置し、渡良瀬遊水地に隣接している。県内屈指の穀倉地帯。
	大利根町	24.47	15,167	9.0	31.8	59.2	14,833 県有敷の穀倉地帯で、田畠などの農業的土地利用が約60%近く占め、都市型近郊農業が盛ん。
	宮代町	15.95	35,193	3.0	28.0	69.0	34,650 県の東北部に位置する首都圏のベッドタウン。近年、IT化を推進。
	白岡町	24.88	46,999	3.8	28.7	67.5	47,660 埼玉梨の特産地、都心から40km圏内という立地条件から、近年都市化が進む。
	菖蒲町	27.37	22,410	12.3	34.4	53.3	21,970 県東部に位置する。イチゴ、梨の出荷量が県内1位。
	栗橋町	15.78	25,179	3.1	31.5	65.4	25,853 県北東部に位置する。交通網の整備が進み、人口増加が著しい。
	鷺宮町	13.90	34,049	2.3	31.3	66.4	33,723 関東平野のほぼ中央に位置する。近年、サービス経済化が進行。
	杉戸町	30.00	47,336	3.6	30.8	65.6	47,083 県東端部に位置する。吉利根川流灯が有名。

市町村名	面積 (km <sup>2</sup> )	人口(平成12年10月1日現在)			総人口※ (平成15年9月1日現在)	備考 (主産業その他)		
		総人口	産業別人口割合					
			第一次	第二次				
			(%)	(%)	(%)	(人)		
旧広二区域	熊谷市	85.17	156,216	2.9	30.0	67.1	155,962 県北部の中心的商工業都市	
	大里町	15.58	8,129	10.3	36.8	52.9	8,275 平成14年4月に町が施行された。埼玉県北部に位置し、首都圏から60km圏内にある。	
	江南町	22.85	13,919	7.7	35.4	56.9	13,846 県北部の大里郡南端に位置する。栗、ブルーベリーが特産。	
	妻沼町	36.28	28,182	12.4	38.1	49.5	27,662 県下の野菜主産地。やまといも、にんじんは収穫量が県内第一位。	
	川本町	21.77	11,886	11.1	39.1	49.8	11,958 県北部に位置する。古墳や白鳥飛来地等で知られる。	
	花園町	15.82	12,648	13.4	36.8	49.8	12,709 農業は、米作中心から都市近郊型に移行。福寿草は全国一の出荷額。	
	寄居町	64.17	37,724	6.0	39.4	54.6	37,636 扇状地に発達し、水が清廉で有名。梅、みかん等の栽培が盛ん。	
	計	1,350.64	1,925,902	4.0	34.9	61.1	1,929,546	
旧拡大区域	飯能市	134.60	83,210	1.4	34.5	64.1	82,653 西川材の産地。近年、首都圏の近郊住宅都市へ変貌。	
	名栗村	58.56	2,676	1.8	40.0	58.2	2,556 村の総面積の95%が山林で、西川材の産地として有名。	
	嵐山町	29.85	19,816	4.7	38.4	56.9	19,653 比企丘陵自然公園の中央に位置し史跡が多い。国蝶オオムラサキが生息する地としても有名。	
	都幾川村	41.39	8,294	4.4	45.9	49.7	7,994 木工業が盛んで、山菜、都幾川茶、りんごが特産。	
	玉川村	14.38	5,672	4.8	46.4	48.8	5,626 比企群西部に位置する。木工業が盛ん。	
	東秩父村	37.17	4,119	8.1	43.6	48.3	3,924 比企丘陵と秩父山地のあう場所に位置する山村。和紙の里。	
	深谷市	69.40	103,534	9.4	36.8	53.8	103,684 県北の田園工業都市。ねぎと花と工業のまち。	
	岡部町	30.59	18,494	17.7	39.6	42.7	18,369 農業が盛んな田園都市。ブロックリー、スイートコーン、ダイコン、畜産、野菜漬物等が有名。	
	本庄市	36.72	61,461	6.7	38.4	54.9	61,234 本庄拠点都市地域の中心都市。近年、新市街地が形成され、製糸業、化学、電気、食品が盛ん。	
	美里町	33.48	12,107	14.1	40.3	45.6	11,956 県の西北部に位置する。あんずの里づくりを進めている。	
	児玉町	52.99	21,209	8.9	42.2	48.9	21,297 県北部に位置する。児玉党の史跡等が点在する。	
	神川町	23.17	13,823	14.2	42.7	43.1	13,734 土地利用型農業や集約農業が盛ん。工業団地への企業誘致等、発展を見せていく。	
	神泉村	24.25	1,374	17.0	37.4	45.6	1,326 面積の90%以上が急傾斜地。こんにゃくいも、なす、下仁田ネギ、大豆、花卉等の栽培が盛ん。	
	上里町	29.21	30,126	9.0	42.1	48.9	30,776 県の最北端に位置する首都圏のベットタウン。種子小麥の生産量は日本一である。	
	計	615.76	385,915	7.5	38.3	54.2	384,782	
	合計	2,904.75	6,818,538	2.5	32.6	64.9	6,918,413	

※総人口(平成15年9月1日現在)は、埼玉県の推計人口。

※市町村名左欄の区域については資料1(22ページ)を参照。

## ■ 資料 1 旧広域第一水道区域と旧広域第二水道区域、旧拡大区域について

埼玉県水道用水供給事業は、水道施設の有機的な一体化による水源の広域的な運用により、安定給水の確保と経営基盤の強化を図ることを目的として、広域第一水道用水供給事業と広域第二水道用水供給事業の統合、及び周辺の10団体を給水対象に加え、平成3年3月に統合した。

旧広域第一水道区域（旧広一区域）、旧広域第二水道区域（旧広二区域）とは、事業の統合前にそれぞれの用水供給事業を行っていた区域で、旧拡大区域とは、統合時に給水対象に加えた10団体を示す。

下図に各区域の範囲を示す。

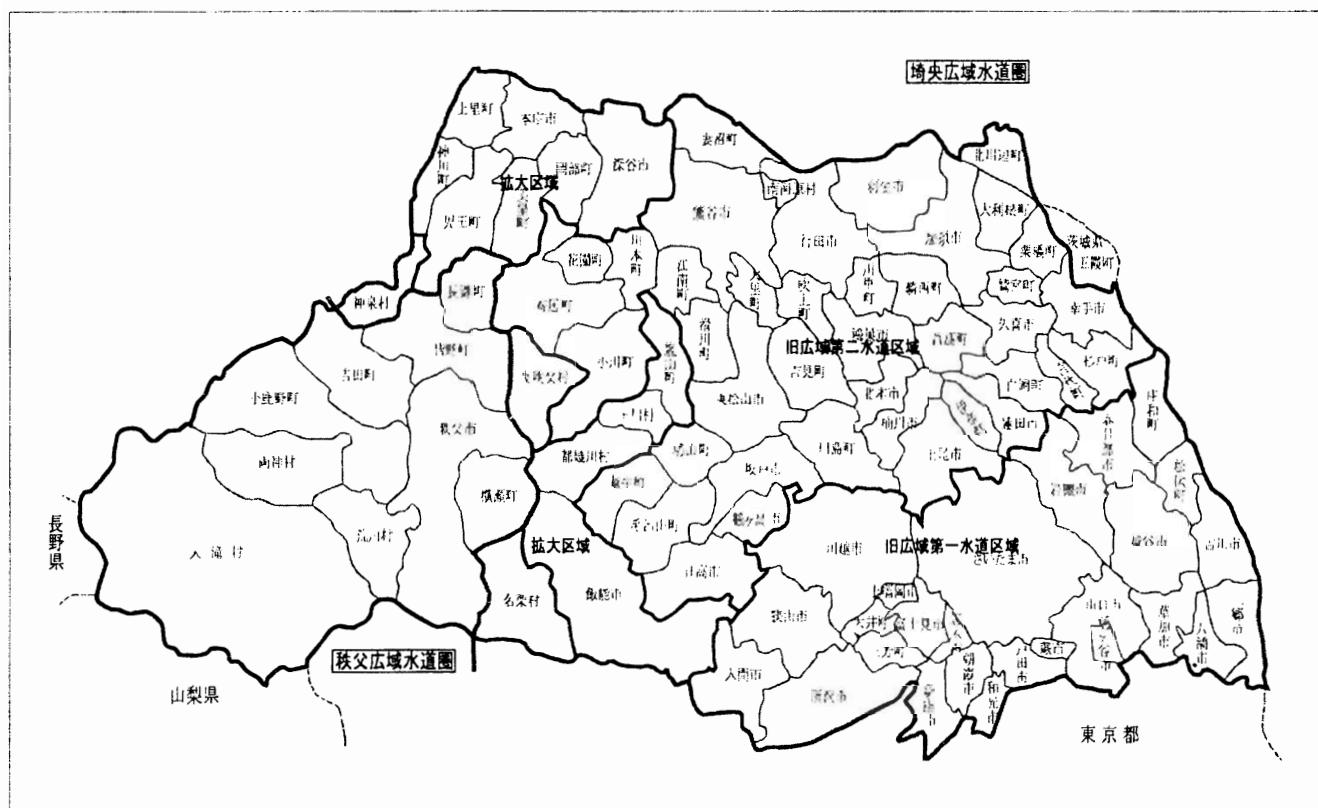


表2 水道の既存計画と給水の現況

【水道用水供給事業】

事業者名	水道名	既存計画												現況											
		事業名	認可年月	目標年度	給水人口	1人1日最大給水量	取水量(日最大)					工期	総事業費	給水区域内人口	給水人口	普及率	給水量		取水量(日平均)					用水料金	
							県水	地表水	地下水	その他	計						1人1日最大	1日最大	県水	地表水	地下水	その他	計	1m³当り	施行年月
			(年月日)	(年度)	(千人)	(L)	(m³)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)						(百万円)	(千人)	(千人)	(%)	(L)	(m³)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)
埼玉県	埼玉県水道用水供給事業	統合 (変更)	H3.3.3 H8.3.21	(H12) H12	7,302,250	398	2,904,600	—	3,025,600	—	—	3,025,600	H3.4 ~ H12.3	1,901	6,863,438	6,824,559	99.4	295	2,010,315	—	1,877,507	—	—	1,877,507	64.86 H11.4 拡大区域 90.43 H9.4

【上水道事業】

事業者名	水道名	既存計画												現況												
		事業名	認可年月	目標年度	給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量	取水量(日最大)					工期	総事業費	給水区域内人口	給水人口	普及率	給水量		取水量(日平均)					家庭用料金	
								県水	地表水	地下水	その他	計						1人1日最大	1日最大	県水	地表水	地下水	その他	計	1ヶ月10m <sup>3</sup> 当たり	施行年月
			(年月日)	(年度)	(千人)	(L)	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> /日)					(百万円)	(千人)	(千人)	(%)	(L)	(m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(円)				
深谷市	深谷市上水道	6拡	H8.3.29	H 12	109,200	505	55,100	5,000	0	52,600	0	57,600	H8.4 ~ H13.3	11,876	104,260	101,768	97.6	501	50,994	5,142	0	34,348	0	39,490	735	H9.4
飯能市	飯能市上水道	4拡	H10.7.27	H 17	108,500	488	52,900	8,415	45,396	0	0	53,811	H10.7 ~ H18.3	27,338	81,241	81,137	99.9	440	35,673	995	10,066	0	0	11,061	892	H8.4
さいたま市	さいたま市上水道	6拡	H6.3.25	H 20	1,090,000	459	500,000	443,800	0	56,200	0	500,000	H5.4 ~ H12.3	99,089	1,047,424	1,046,377	99.9	385	403,020	336,071	0	20,326	0	356,397	1,302	H12.4
所沢市	所沢市上水道	7拡変	S63.3.31	H 12	351,000	490	172,000	137,600	0	34,700	0	172,300	S63.4 ~ H8.3	13,177	334,989	334,989	100.0	361	121,060	102,444	0	4,211	0	106,655	882	H10.4
児玉町	児玉町上水道	7拡	H12.1.20	H 20	24,100	531	12,800	5,000	0	7,800	0	12,800	H12.4 ~ H16.3	1,585	21,310	21,265	99.8	485	10,320	2,510	0	6,584	696	9,790	1,275	S60.5
川口市	川口市上水道	7拡	H13.3.30	H 12	526,000	479	252,000	226,800	0	25,200	0	252,000	H3.4 ~ H13.3	21,800	472,548	472,548	100.0	401	189,709	151,482	0	16,611	0	168,093	840	H12.4
川越市	川越市上水道	7拡変	H12.3.6	H 27	350,000	491	172,000	149,000	0	23,000	0	172,000	H12.4 ~ H15.3	15,000	333,192	330,259	99.1	410	135,360	106,734	0	9,852	0	116,586	945	H9.11
戸田市	戸田市上水道	5拡	H13.3.30	H 22	130,000	491	63,800	52,400	0	11,400	0	63,800	H13.4 ~ H23.3	10,955	110,843	110,843	100.0	458	50,730	35,734	0	8,532	0	44,286	829	H9.6
入間市	入間市上水道	4拡変	H15.8.25	H 29	156,000	410	63,900	49,400	15,000	400	0	64,800	H16.4 ~ H20.3	13,231	149,883	149,746	99.9	389	58,324	47,844	1,795	178	0	49,817	1,050	H11.4
羽生市	羽生市上水道	7拡	H2.10.1	H 7	61,000	574	35,000	21,000	0	14,400	0	35,400	H2.10 ~ H8.3	5,143	57,290	56,802	99.1	502	28,529	15,690	0	9,055	0	24,745	1,050	H10.4
草加市	草加市上水道	6拡	H10.3.30	H 18	240,000	439	105,400	90,000	0	16,320	0	106,320	H10.4 ~ H18.3	4,339	230,610	230,379	99.9	379	87,395	68,438	0	9,184	0	77,622	787	H9.4
行田市	行田市上水道	4拡	H5.2.9	H 14	93,000	539	50,100	39,430	0	10,670	0	50,100	H5.8 ~ H13.3	10,129	85,688	82,954	96.8	431	35,748	10,452	0	21,490	0	31,942	1,228	H9.7
加須市	加須市上水道	6拡	H5.3.29	H 12	82,000	554	45,400	31,900	0	13,500	0	45,400	H5.4 ~ H13.3	5,496	68,334	67,096	98.2	448	30,060	19,945	0	7,258	0	27,203	1,074	H9.4
志木市	志木市上水道	3拡	S48.3.17	S 55	80,000	600	48,000	30,200	0	17,800	0	48,000	S48.4 ~ S55.3	850	66,205	66,205	100.0	385	25,504	15,178	0	7,211	0	22,389	1,249	H11.4
鳩ヶ谷市	鳩ヶ谷市上水道	3拡	S60.3.19	H 27	65,000	432	28,100	20,400	0	8,400	0	28,800	S60.4 ~ H8.3	1,552	56,062	56,062	100.0	405	22,708	13,288	0	6,214	0	19,502	955	H12.4
寄居町	寄居町上水道	4拡変	H7.10.11	H 12	40,800	466	19,000	12,295	6,984	0	0	19,279	H7.10 ~ H13.3	3,700	36,985	36,964	99.9	458	16,922	7,126	6,471	0	0	13,597	1,359	H13.4
蕨市	蕨市上水道	5拡	S44.1.31	S 50	90,000	420	37,800	19,000	0	18,800	0	37,800	S44.4 ~ S47.3	214	70,790	70,790	100.0	407	28,840	20,389	0	5,077	0	25,466	945	H14.4
狭山市	狭山市上水道	5拡変	H8.11.19	H 12	173,200	491	85,000	70,400	10,970	4,030	0	85,400	H8.11 ~ H12.3	7,007	161,003	159,003	98.8	382	60,764	53,230	449	778	0	54,457	945	H12.4
春日部市	春日部市上水道	5拡	S63.3.31	H 7	211,000	452	95,400	80,900	0	14,900	0	95,800	S63.4 ~ H8.3	7,300	203,920	203,920	100.0	393	80,100	65,586	0	6,540	0	72,126	892	H10.7
本庄市	本庄市上水道	4拡	H4.9.3	H 21	70,200	935	65,600	10,000	0	55,600	0	65,600	H4.9 ~ H11.3	8,828	60,787	60,605	99.7	571	34,608	995	0	25,953	0	26,948	577	H7.2
幸手市	幸手市上水道	7拡	H5.2.9	H 12	64,000	494	31,600	25,960	0	6,200	0	32,160	H5.2 ~ H9.3	1,181	55,450	55,435	100.0	453	25,100	13,600	0	9,022	0	22,622	1,133	H6.4
大利根町	大利根町上水道	4拡	H10.3.30	H 17	19,600	714	14,000	9,000	0	5,000	0	14,000	H10.4 ~ H18.3	1,631	14,847	14,831	99.9	796	11,804	8,186	0	2,107	0	10,293	1,270	H9.4
久喜市	久喜市上水道	7拡	H7.3.31	H 12	83,700	484	40,500	31,410	0	9,540	0	40,950	H8.4 ~ H13.3	3,604	72,763	72,733	100.0	439	31,960	21,474	0	6,545	0	28,019	1,449	H15.4
宮代町	宮代町上水道	5拡	H4.3.31	H 12	46,100	490	22,600	17,130	0	5,750	0	22,880	H4.4 ~ H12.3	5,556	34,572	34,553	99.9	390	13,476	7,488	0	4,408	0	11,896	1,154	H9.4
鴻巣市	鴻巣市上水道	5拡	H4.3.31	H 16	98,000	536	52,500	35,010	0	18,190	0	53,200	H4.6 ~ H11.3	7,068	84,169	84,085	99.9	388	32,610	21,482	0	6,236	0	27,718	1,323	H9.6
川島町	川島町上水道	4拡	H4.3.31	H 12	29,100	550	16,000	11,540	0	4,872	30	16,442	H4.4 ~ H12.3	3,356	23,077	23,045	99.9	448	10,333	4,942	0	4,882	38	9,862	784	H11.4
白岡町	白岡町上水道	6拡	H6.3.29	H 12	50,000	424	21,200	15,750	0	5,723	0	21,473	H6.4 ~ H12.3	3,201	47,551	47,408	99.7	371	17,599	12,984	0	2,378	0	15,362	1,396	H5.11
吉川市	吉川市上水道	5拡	H6.3.31	H 13	67,000	539	36,100	31,100	0	5,350	0	36,450	H6.5 ~ H13.3	8,918	58,612	58,581	99.9	384	22,470	17,096	0	1,833	0	18,929	997	H9.6
栗橋町	栗橋町上水道	8拡	H4.3.31	H 12	37,000	489	18,100	16,400	0	1,720	0	18,120	H4.9 ~ H12.3	3,784	25,806	25,797	100.0	368	9,491	5,921	0	2,282	0	8,203	1,575	H9.7
越谷・松伏水道企業団	越谷・松伏水道企業團上水道	3拡変	H4.3.26	H 13	371,500	489	181,700	148,940	0	32,760	0	181,700	H4.4 ~ H13.3	13,184	343,997	343,653	99.9	375	129,010	104,170	0	9,400	0	113,570	861	H9.6
岩槻市	岩槻市上水道	3拡変	H12.3.6	H 27	135,000	556	75,000</td																			

事業者名	水道名	既存計画												現況												
		事業名	認可年月	目標年度	給水人口	1人1日最大給水量	1日最大給水量	取水量(日最大)					工期	総事業費	給水区域内人口	給水人口	普及率	給水量		取水量(日平均)					家庭用料金	
								県水	地表水	地下水	その他	計						1人1日最大	1日最大	県水	地表水	地下水	その他	計	1ヶ月10m³当たり	施行年月
			(年月日)	(年度)	(千人)	(L)	(m³)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)					(千人)	(千人)	(%)	(L)	(m³)	(m³/日)	(m³/日)	(m³/日)	(円)	(年)
三郷市	三郷市上水道	4拡	H3.2.5	H 8	142,000	437	62,100	46,570	0	16,348	0	62,918	H3.4 ~ H8.3	1,648	129,805	129,768	100.0	400	51,910	38,093	0	5,995	0	44,088	735	H9.4
八潮市	八潮市上水道	4拡	H3.3.30	H 13	95,000	519	49,300	40,210	0	9,090	0	49,300	H3.4 ~ H13.3	6,411	75,586	75,580	100.0	465	35,140	27,814	0	2,458	0	30,272	735	H9.4
妻沼町	妻沼町上水道	4拡	H10.3.30	H 17	33,200	566	18,800	9,840	0	9,498	0	19,338	H10.4 ~ H18.3	3,689	27,082	26,478	97.8	547	14,492	1,345	0	11,137	0	12,482	1,260	H9.6
菖蒲町	菖蒲町上水道	4拡	H10.6.30	H 18	28,000	554	15,500	11,400	0	4,346	0	15,746	H10.8 ~ H16.3	3,303	21,789	21,789	100.0	471	10,260	5,718	0	2,721	0	8,439	1,345	H12.4
三芳町	三芳町上水道	4拡	S62.3.31	H 7	38,500	623	24,000	16,500	0	7,500	0	24,000	S62.4 ~ H3.3	722	35,912	35,421	98.6	498	17,654	12,340	0	4,049	0	16,389	787	H13.6
江南町	江南町上水道	4拡	H1.3.31	H 7	13,700	730	10,000	3,000	0	7,000	0	10,000	H1.4 ~ H7.3	1,460	13,870	12,442	89.7	587	7,301	1,584	0	4,666	0	6,250	990	H9.6
吉見町	吉見町上水道	3拡	H5.3.31	H 12	30,000	697	20,900	15,520	0	5,780	0	21,300	H5.4 ~ H11.3	1,798	22,284	22,194	99.6	621	13,813	8,844	0	2,252	0	11,096	997	H10.8
坂戸、鶴ヶ島水道企業団	坂戸、鶴ヶ島水道企業団上水道	4拡	H4.3.31	H 12	198,200	503	99,600	83,330	0	16,270	0	99,600	H4.6 ~ H12.3	8,738	166,187	164,318	98.9	397	65,309	43,326	0	14,304	0	57,630	1,543	H9.6
日高市	日高市上水道	5拡	H8.3.29	H 12	59,800	480	28,700	16,870	0	11,913	0	28,783	H8.4 ~ H13.3	1,055	53,578	52,770	98.5	469	24,752	8,882	0	12,868	0	21,750	1,150	H9.6
騎西町	騎西町上水道	2拡	H5.3.31	H 13	23,000	583	13,400	9,750	0	3,760	0	13,510	H5.10 ~ H13.3	3,831	20,332	20,332	100.0	526	10,700	3,942	0	5,195	0	9,137	1,069	H9.6
越生町	越生町上水道	5拡	H9.3.31	H 17	15,830	519	8,210	4,600	3,369	431	0	8,400	H9.4 ~ H18.3	643	13,681	13,664	99.9	450	6,146	1,778	2,964	597	0	5,339	1,470	H10.4
神川町	神川町上水道	3拡	H9.3.31	H 18	16,000	544	8,700	4,700	0	4,100	0	8,800	H9.4 ~ H18.3	3,668	13,679	13,515	98.8	476	6,438	1,000	0	4,932	0	5,932	1,260	H10.4
都幾川、玉川水道企業団	都幾川、玉川水道企業団上水道	3拡	H6.3.29	H 12	15,400	500	7,700	1,600	2,228	3,980	0	7,808	H6.7 ~ H11.3	724	13,569	12,971	95.6	488	6,325	518	2,126	2,775	0	5,419	1,333	H14.4
鷺宮町	鷺宮町上水道	3拡	H5.3.31	H 12	46,000	424	19,500	18,250	0	1,290	0	19,540	H5.4 ~ H13.3	2,517	33,776	33,776	100.0	356	12,040	8,167	0	2,915	0	11,082	1,312	H13.12
岡部町	岡部町上水道	5拡	H8.3.1	H 12	19,200	563	10,800	3,000	0	7,800	0	10,800	H8.8 ~ H12.3	1,050	17,785	17,184	96.6	560	9,631	2,403	0	6,652	0	9,055	1,312	H14.4
嵐山町	嵐山町上水道	3拡	H4.3.31	H 12	25,000	592	14,800	3,500	0	11,300	0	14,800	H4.7 ~ H6.3	920	19,507	19,425	99.6	522	10,131	1,951	0	6,989	0	8,940	1,050	H11.4
滑川町	滑川町上水道	4拡	H13.3.21	H 27	18,000	506	9,100	8,100	0	0	1,000	9,100	H13.7 ~ H28.3	1,323	13,478	13,363	99.1	458	6,114	5,005	0	0	337	5,342	997	H15.10
伊奈町	伊奈町上水道	2拡	H7.3.31	H 12	40,000	450	18,000	13,890	0	4,110	0	18,000	H7.4 ~ H12.3	2,245	34,513	34,330	99.5	363	12,472	8,877	0	2,466	0	11,343	1,260	H13.6
川本町	川本町上水道	3拡	H6.3.30	H 12	13,100	496	6,500	4,480	1,814	309	0	6,603	H6.4 ~ H10.3	280	11,933	11,542	96.7	506	5,846	3,279	1,764	0	0	5,043	1,575	H9.4
北川町	北川町上水道	5拡	H10.3.30	H 17	17,500	457	8,000	5,670	0	2,470	0	8,140	H10.4 ~ H18.3	2,352	13,618	13,552	99.5	429	5,810	2,688	0	2,373	0	5,061	1,323	H9.8
花園町	花園町上水道	1拡	H2.3.31	H 7	13,140	419	5,500	1,500	0	4,400	0	5,900	H2.7 ~ H5.2	460	12,727	12,727	100.0	424	5,390	1,000	0	3,545	0	4,545	1,575	H11.4
美里町	美里町上水道	2拡変	H9.3.31	H 12	13,750	618	8,500	3,000	0	5,604	0	8,604	H9.4 ~ H13.3	3,551	11,983	11,935	99.6	653	7,792	1,997	0	4,405	0	6,402	960	S56.4
鳩山町	鳩山町上水道	2拡	S63.3.31	H 5	20,000	411	8,228	6,390	0	2,025	0	8,415	S63.4 ~ H6.3	0	16,566	16,516	99.7	399	6,587	4,674	0	625	0	5,299	924	H9.4
川里町	川里町上水道	1拡	S62.3.31	H 7	8,460	520	4,400	3,400	0	1,050	0	4,450	S62.4 ~ H3.3	541	7,922	7,895	99.7	412	3,255	1,216	0</td					

表3 水質管理の現状

地区名	事業者名	平成12年度		
		自己検査	委託	委託先
旧広一区域	岩槻市	AB1	B2CD	20条
	春日部市	A1	A2BCD	20条
	草加市	AB1	B2CD	20条
	越谷・松伏水道企業団	ABC	D	20条
	八潮市	A	BCD	20条
	三郷市	A1	A2BCD	20条
	吉川市	A	BCD	20条
	庄和町	A	BCD	20条
	川口市	ABCD		
	さいたま市	ABCD		
	蕨市	A1	A2BCD	さいたま市
	戸田市	A	BCD	20条
	鳩ヶ谷市	A	BCD	さいたま市
	川越市	A1	A2BCD	20条
	所沢市	AB1	B2CD	20条
	狭山市	AC	BD	20条
	入間市	AB1	B2CD	20条
	朝霞市	A	BCD	20条
	志木市	A	BCD	20条
	和光市	A	BCD	20条
	新座市	A	BCD	20条
	富士見市	A	BCD	20条
	上福岡市	A1	A2BCD	20条
	大井町	A1	A2BCD	20条
	三芳町	A	BCD	衛生研究所
旧広二区域	鴻巣市	A	BCD	20条
	上尾市	AB1	B2CD	20条
	桶川北本水道企業団	A	BCD	20条
	伊奈町	A	BCD	20条
	吹上町	A1	A2BCD	20条
	川里町	A1	A2BCD	20条
	坂戸、鶴ヶ島水道企業団	ABCD		
	毛呂山町	A	BCD	坂戸、鶴ヶ島水道(企)
	越生町	A	BCD	坂戸、鶴ヶ島水道(企)
	日高市	A	BCD	坂戸、鶴ヶ島水道(企)
	東松山市	A	BCD	20条
	滑川町	A1	A2BCD	20条
	小川町	A	BCD	20条
	川島町	A1	A2BCD	20条
	吉見町	A	BCD	20条
	鳩山町	A	BCD	坂戸、鶴ヶ島水道(企)
	行田市	A1	A2BCD	20条
	加須市	A	BCD	20条
	羽生市	A	BCD	20条
	久喜市	A	BCD	20条
	蓮田市	A	BCD	20条
	幸手市	A	BCD	20条
	騎西町	A1	A2BCD	20条

表3 水質検査実施の現状

地区名	事業者名	平成12年度		
		自己検査	委託	委託先
旧広二区域	南河原村	A1	A2BCD	20条
	北川辺町	A1	A2BCD	20条
	大利根町	A	BCD	20条
	宮代町	A	BCD	20条
	白岡町	A	BCD	20条
	菖蒲町	A1	A2BCD	20条
	栗橋町	A	BCD	20条
	鷺宮町	A1	A2BCD	20条
	杉戸町	A	BCD	20条
	熊谷市	A1	A2BCD	20条
	大里町	A1	A2BCD	20条
	江南町	A1	A2BCD	20条
	妻沼町	A1	A2BCD	20条
	川本町	A	BCD	20条
	花園町	A	BCD	20条
	寄居町	A	BCD	20条
旧拡大区域	飯能市	A	BCD	衛生研究所
	嵐山町	A	BCD	20条
	都幾川、玉川水道企業団	A	BCD	20条
	深谷市	A	BCD	20条
	岡部町	A1	A2BCD	20条
	本庄市	A1	A2BCD	20条
	美里町	A	BCD	20条
	児玉町	A	BCD	20条
	神川町	A	BCD	20条
	上里町	A	BCD	20条
	名栗村	A1	A2BCD	20条
	東秩父村	A	BCD	20条
	神泉村	A1	A2BCD	20条

## 凡　例

## 検査項目

A1: 色、濁り、臭い、味、残留塩素の毎日検査

A2: pH値、色度、濁度等の検査機器を用いた検査

B1: 吸光光度計により測定する項目

B2: イオンクロマトグラフにより測定する項目

C: 金属類及び一般有機化学物質等の原子吸光光度計、ページトラップーガスクロマトグラフー質量分析計、誘導結合プラズマ質量分析装置により測定する項目

D: 農薬等の固相抽出－ガスクロマトグラフー質量分析計又は、固相抽出－高速液体クロマトグラフ装置により測定する項目

## 検査委託先

20条: 水道法第20条の指定検査機関

表4 地区別の人口、水道普及率、給水人口の推移

区域	項目	年度	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度
			平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度
東 部	総 人 口	(人)	1,099,836	1,140,948	1,161,422	1,177,900	1,188,900	1,191,200
	普 及 率	(%)	99.7	99.9	99.9	99.9	100.0	100.0
	給 水 人 口	(人)	1,096,289	1,139,335	1,160,494	1,177,100	1,188,400	1,191,100
中 央 部	総 人 口	(人)	2,292,037	2,394,850	2,486,987	2,551,100	2,609,300	2,634,100
	普 及 率	(%)	99.6	99.7	99.8	99.8	99.9	100.0
	給 水 人 口	(人)	2,283,131	2,388,733	2,481,955	2,546,700	2,607,400	2,633,000
西 部	総 人 口	(人)	1,877,703	1,945,255	1,991,931	2,034,300	2,055,700	2,061,000
	普 及 率	(%)	98.7	99.1	99.3	99.5	99.7	99.8
	給 水 人 口	(人)	1,852,493	1,928,686	1,978,791	2,024,700	2,049,900	2,057,900
北 東 部	総 人 口	(人)	465,949	484,740	481,920	491,000	494,800	496,400
	普 及 率	(%)	98.4	98.6	98.9	99.4	99.7	99.8
	給 水 人 口	(人)	458,290	478,109	476,772	488,200	493,100	495,400
比 企	総 人 口	(人)	237,549	245,483	241,613	246,200	244,800	243,300
	普 及 率	(%)	98.3	98.5	98.9	99.2	99.6	99.7
	給 水 人 口	(人)	233,460	241,776	238,843	244,300	243,700	242,600
北 部	総 人 口	(人)	514,460	528,977	529,860	538,000	544,000	547,100
	普 及 率	(%)	94.4	97.4	98.2	98.9	99.3	99.6
	給 水 人 口	(人)	485,561	515,236	520,429	531,900	540,000	544,800
合 計	総 人 口	(人)	6,487,534	6,740,253	6,893,733	7,038,500	7,137,500	7,173,100
	普 及 率	(%)	98.8	99.3	99.5	99.6	99.8	99.9
	給 水 人 口	(人)	6,409,224	6,691,875	6,857,284	7,012,900	7,122,500	7,164,800

表5 地区別の需要水量

区域	項目	年度					
		平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度
東 部	給水人口(人)	1,096,289	1,139,335	1,160,494	1,177,100	1,188,400	1,191,100
	生活用原単位(L/人日)	267	275	263	272	273	273
	生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	293,192	313,384	305,207	319,800	323,900	324,600
	都市活動用水量(m <sup>3</sup> /日)	66,523	52,324	56,321	54,700	53,300	52,700
	有収水量(m <sup>3</sup> /日)	359,715	365,708	361,528	374,500	377,200	377,300
	1人1日平均給水量(L/人日)	372	353	340	345	343	343
	1日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	407,640	401,768	394,235	406,400	408,200	408,400
	1人1日最大給水量(L/人日)	447	417	391	419	417	416
	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	489,619	475,339	454,037	492,800	495,100	495,500
	有 収 率(%)	88.2	91.0	91.7	92.2	92.4	92.4
中 央 部	給水人口(人)	2,283,131	2,388,733	2,481,955	2,546,700	2,607,400	2,633,000
	生活用原単位(L/人日)	261	264	255	263	264	264
	生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	595,372	631,314	634,053	669,800	688,200	694,900
	都市活動用水量(m <sup>3</sup> /日)	136,088	120,073	125,747	122,400	119,700	118,200
	有収水量(m <sup>3</sup> /日)	731,460	751,387	759,800	792,200	807,900	813,100
	1人1日平均給水量(L/人日)	371	358	344	345	343	342
	1日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	847,839	856,126	852,881	879,200	894,400	900,400
	1人1日最大給水量(L/人日)	444	415	393	413	410	409
	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	1,014,626	991,769	975,626	1,050,900	1,069,000	1,076,000
	有 収 率(%)	86.3	87.8	89.1	90.1	90.3	90.3
西 部	給水人口(人)	1,852,493	1,928,686	1,978,791	2,024,700	2,049,900	2,057,900
	生活用原単位(L/人日)	260	263	256	262	263	263
	生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	482,327	507,272	506,881	529,600	538,400	540,900
	都市活動用水量(m <sup>3</sup> /日)	127,161	127,439	120,029	123,900	121,000	119,400
	有収水量(m <sup>3</sup> /日)	609,488	634,711	626,910	653,500	659,400	660,300
	1人1日平均給水量(L/人日)	363	358	344	349	346	345
	1日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	672,499	691,236	680,836	705,900	709,900	711,000
	1人1日最大給水量(L/人日)	443	428	398	424	422	421
	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	820,063	824,556	788,500	859,400	864,400	865,900
	有 収 率(%)	90.6	91.8	92.1	92.6	92.9	92.9
北 東 部	給水人口(人)	458,290	478,109	476,772	488,200	493,100	495,400
	生活用原単位(L/人日)	259	269	270	276	279	280
	生活用水量(m <sup>3</sup> /日)	118,686	128,639	128,678	134,700	137,500	138,900
	都市活動用水量(m <sup>3</sup> /日)	30,481	33,698	31,599	33,100	33,600	33,800
	有収水量(m <sup>3</sup> /日)	149,167	162,337	160,277	167,800	171,100	172,700
	1人1日平均給水量(L/人日)	373	381	384	384	384	384
	1日平均給水量(m <sup>3</sup> /日)	171,140	182,058	183,058	187,700	189,400	190,200
	1人1日最大給水量(L/人日)	459	458	453	471	470	469
	1日最大給水量(m <sup>3</sup> /日)	210,288	219,007	216,071	229,800	231,800	232,500
	有 収 率(%)	87.2	89.2	87.6	89.4	90.3	90.8
	負 荷 率(%)	81.4	83.1	84.7	81.7	81.7	81.8

区 域	項目	年度					
		平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成27年度
比 企	給 水 人 口 (人)	233,460	241,776	238,843	244,300	243,700	242,600
	生活用原単位 (L/人日)	240	260	260	268	272	273
	生 活 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	56,114	62,914	62,038	65,500	66,200	66,300
	都 市 活 動 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	24,069	22,784	23,972	23,600	24,100	24,200
	有 収 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	80,183	85,698	86,010	89,100	90,300	90,500
	1人1日平均給水量 (L/人日)	377	395	394	398	401	403
	1 日 平 均 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	88,033	95,573	94,065	97,200	97,800	97,700
	1人1日最大給水量 (L/人日)	465	481	469	493	497	499
	1 日 最 大 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	108,561	116,380	112,114	120,500	121,200	121,100
	有 収 率 (%)	91.1	89.7	91.4	91.7	92.3	92.6
北 部	負 荷 率 (%)	81.1	82.1	83.9	80.7	80.7	80.7
	給 水 人 口 (人)	485,561	515,236	520,429	531,900	540,000	544,800
	生活用原単位 (L/人日)	255	271	276	275	279	281
	生 活 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	123,957	139,399	143,746	146,200	150,600	153,200
	都 市 活 動 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	40,833	38,250	35,227	40,700	41,600	42,300
	有 収 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	164,790	177,649	178,973	186,900	192,200	195,500
	1人1日平均給水量 (L/人日)	392	396	398	396	395	396
	1 日 平 均 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	190,571	204,176	207,353	210,600	213,500	215,700
	1人1日最大給水量 (L/人日)	488	500	493	491	491	492
	1 日 最 大 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	236,873	257,454	256,716	261,400	265,000	267,800
合 計	有 収 率 (%)	86.5	87.0	86.3	88.7	90.0	90.6
	負 荷 率 (%)	80.5	79.3	80.8	80.6	80.6	80.5
	給 水 人 口 (人)	6,409,224	6,691,875	6,857,284	7,012,900	7,122,500	7,164,800
	生活用原単位 (L/人日)	261	266	260	266	267	268
	生 活 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	1,669,648	1,782,922	1,780,603	1,865,600	1,904,800	1,918,800
	都 市 活 動 用 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	425,155	394,568	392,895	398,400	393,300	390,600
	有 収 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2,094,803	2,177,490	2,173,498	2,264,000	2,298,100	2,309,400
	1人1日平均給水量 (L/人日)	371	363	352	355	353	352
	1 日 平 均 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2,377,722	2,430,937	2,412,428	2,487,000	2,513,200	2,523,400
	1人1日最大給水量 (L/人日)	449	431	409	430	428	427
	1 日 最 大 給 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	2,880,030	2,884,505	2,803,064	3,014,800	3,046,500	3,058,800
	有 収 率 (%)	88.1	89.6	90.1	91.0	91.4	91.5
	負 荷 率 (%)	82.6	84.3	86.1	82.5	82.5	82.5

表6 地区別の上水道事業の供給の見通し

区 域	年 度	表・伏流水	地 下 水	受水(県営水道)	計	
		取 水 量				
		(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)	(m <sup>3</sup> /日)		
東 部	平成14年	0	79,980	402,409	482,389	
	平成19年	0	95,551	424,393	519,944	
	平成24年	0	75,530	475,915	551,445	
	平成27年	0	62,606	471,467	534,073	
中 央 部	平成14年	0	175,376	861,160	1,036,536	
	平成19年	0	186,864	921,838	1,108,702	
	平成24年	0	150,847	1,040,545	1,191,392	
	平成27年	0	125,000	1,034,981	1,159,981	
西 部	平成14年	79,488	166,341	619,553	865,382	
	平成19年	79,488	180,508	664,314	924,310	
	平成24年	79,488	136,653	757,781	973,922	
	平成27年	79,488	109,428	757,653	946,569	
北 東 部	平成14年	0	94,165	135,200	229,365	
	平成19年	0	90,678	152,006	242,684	
	平成24年	0	73,305	182,595	255,900	
	平成27年	0	62,500	187,442	249,942	
比 企	平成14年	9,158	40,103	69,086	118,347	
	平成19年	9,158	46,716	71,786	127,660	
	平成24年	9,158	44,386	79,843	133,387	
	平成27年	9,158	42,585	78,974	130,717	
北 部	平成14年	9,945	206,807	52,030	268,782	
	平成19年	9,945	199,577	67,359	276,881	
	平成24年	9,945	187,605	88,153	285,703	
	平成27年	9,945	180,826	94,315	285,086	
合 計	平成14年	98,591	762,772	2,139,437	3,000,800	
	平成19年	98,591	799,894	2,301,696	3,200,181	
	平成24年	98,591	668,326	2,624,832	3,391,749	
	平成27年	98,591	582,945	2,624,832	3,306,368	

表7 水道用水供給事業の供給の見通し

事業名	年 度	既開発分			開発見込分			合計	
		水系名	地表水	計	地表水及び伏流水	計			
			取水可能量		(m <sup>3</sup> /s)				
埼玉県 水道用水 供給事業	平成14年度	利根川	15.767	21.648	利根川	3.155	3.155	24.803	
		荒川	5.881						
	平成19年度	利根川	16.130	22.109	利根川	4.572	4.572	26.681	
		荒川	5.979						
	平成24年度	利根川	16.130	22.109	利根川	4.572	8.312	30.421	
		荒川	5.979		荒川	3.740			
	平成27年度	利根川	16.130	22.109	利根川	4.572	8.312	30.421	
		荒川	5.979		荒川	3.740			

注)茨城県五霞町含む

表8 主要な水道水源開発  
施工中の水道水源開発施設

水道の種別	事業者名	水道の事業名	水道水源開発施設							
			水系名	施設名	事業主体	工期	総事業費	水道負担金	開発水量	
							(百万円)	(百万円)	取水ベース	給水ベース
水道用水供給事業	埼玉県	埼玉県水道用水供給事業	利根川水系那珂川	霞ヶ浦導水	国土交通省	S51～H22	190,000	6,650	81,994	78,714
			利根川水系吾妻川	八ッ場ダム	国土交通省	S42～H22	211,000	35,448	357,696	343,388
			利根川水系渡良瀬川	思川開発	国土交通省	S48～H22	185,000	14,393	100,483	96,464
			利根川水系利根川	滝沢ダム	水資源機構	S50～H19	210,000	77,070	323,136	323,136
合 計			-	-	-	-	133,561	863,309	841,702	

表9 地区別の需要水量と供給水量

区域	年度	需 要 水 量 等			供給水量			過不足水量 (m <sup>3</sup> /日)
		給水人口 (人)	1日最大需要水量 (m <sup>3</sup> /日)	1人1日最大需要水量 (L/人/日)	既開発水量 (m <sup>3</sup> /日)	開発見込水量 (m <sup>3</sup> /日)	計 (m <sup>3</sup> /日)	
東 部	平成14年	1,160,494	454,037	391	431,117	51,272	482,389	28,352
	平成19年	1,177,100	492,800	419	494,296	25,648	519,944	27,144
	平成24年	1,188,400	495,100	417	551,445	0	551,445	56,345
	平成27年	1,191,100	495,500	416	534,073	0	534,073	38,573
中 央 部	平成14年	2,481,955	975,626	393	926,813	109,723	1,036,536	60,910
	平成19年	2,546,700	1,050,900	413	1,052,990	55,712	1,108,702	57,802
	平成24年	2,607,400	1,069,000	410	1,191,392	0	1,191,392	122,392
	平成27年	2,633,000	1,076,000	409	1,159,981	0	1,159,981	83,981
西 部	平成14年	1,978,791	788,500	398	786,443	78,939	865,382	76,882
	平成19年	2,024,700	859,400	424	884,162	40,148	924,310	64,910
	平成24年	2,049,900	864,400	422	973,922	0	973,922	109,522
	平成27年	2,057,900	865,900	421	946,569	0	946,569	80,669
北 東 部	平成14年	476,772	216,071	453	212,139	17,226	229,365	13,294
	平成19年	488,200	229,800	471	233,497	9,187	242,684	12,884
	平成24年	493,100	231,800	470	255,900	0	255,900	24,100
	平成27年	495,400	232,500	469	249,942	0	249,942	17,442
比 企	平成14年	238,843	112,114	469	109,544	8,802	118,347	6,233
	平成19年	244,300	120,500	493	123,322	4,338	127,660	7,160
	平成24年	243,700	121,200	497	133,387	0	133,387	12,187
	平成27年	242,600	121,100	499	130,717	0	130,717	9,617
北 部	平成14年	520,429	256,716	493	262,152	6,629	268,782	12,066
	平成19年	531,900	261,400	491	272,810	4,071	276,881	15,481
	平成24年	540,000	265,000	491	285,703	0	285,703	20,703
	平成27年	544,800	267,800	492	285,086	0	285,086	17,286
合 計	平成14年	6,857,284	2,803,064	409	2,728,208	272,592	3,000,800	197,736
	平成19年	7,012,900	3,014,800	430	3,061,077	139,104	3,200,181	185,381
	平成24年	7,122,500	3,046,500	428	3,391,749	0	3,391,749	345,249
	平成27年	7,164,800	3,058,800	427	3,306,368	0	3,306,368	247,568

表10 水道用水供給事業に係る施設整備計画の概要

事業者名	給水対象市町村名	既認可の計画						
		事業名	給水対象人口 (千人)	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年度 (年度)	工 期	総事業費 (百万円)	計画期間中の事業費 (百万円)
埼玉県	深谷市、飯能市、さいたま市、所沢市、児玉町、川口市、川越市、戸田市、入間市、羽生市、草加市、行田市、加須市、志木市、鳩ヶ谷市、寄居町、蕨市、狭山市、春日部市、本庄市、幸手市、大利根町、久喜市、宮代市、鴻巣市、川島町、白岡町、吉川市、栗橋町、越谷・松伏水道企業団、岩槻市、小川町、和光市、杉戸町、上尾市、新座市、上福岡市、朝霞市、庄和町、東松山市、大里町、桶川北本水道企業団、毛呂山町、大井町、富士見市、熊谷市、吹上町、蓮田市、三郷市、八潮市、妻沼町、菖蒲町、三芳町、江南町、吉見町、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、日高市、騎西町、越生町、神川町、都幾川、玉川水道企業団、鷺宮町、岡部町、嵐山町、滑川町、伊奈町、川本町、北川辺町、花園町、美里町、鳩山町、川里町、上里町、南河原村、茨城県五霞町	埼玉県水道用水供給事業(変更)	7,302,250	2,904,600	平成12年度	平成3年度～平成16年度	490,100	310,200

事業者名	給水対象市町村名	将来計画						
		事業名	給水対象人口 (千人)	1日最大給水量 (m <sup>3</sup> /日)	目標年度 (年度)	工 期	総事業費 (百万円)	計画期間中の事業費 (百万円)
埼玉県	深谷市、飯能市、さいたま市、所沢市、児玉町、川口市、川越市、戸田市、入間市、羽生市、草加市、行田市、加須市、志木市、鳩ヶ谷市、寄居町、蕨市、狭山市、春日部市、本庄市、幸手市、大利根町、久喜市、宮代市、鴻巣市、川島町、白岡町、吉川市、栗橋町、越谷・松伏水道企業団、岩槻市、小川町、和光市、杉戸町、上尾市、新座市、上福岡市、朝霞市、庄和町、東松山市、大里町、桶川北本水道企業団、毛呂山町、大井町、富士見市、熊谷市、吹上町、蓮田市、三郷市、八潮市、妻沼町、菖蒲町、三芳町、江南町、吉見町、坂戸、鶴ヶ島水道企業団、日高市、騎西町、越生町、神川町、都幾川、玉川水道企業団、鷺宮町、岡部町、嵐山町、滑川町、伊奈町、川本町、北川辺町、花園町、美里町、鳩山町、川里町、上里町、南河原村、茨城県五霞町	埼玉県水道用水供給事業(第2回変更)	7,166,800	2,433,000	平成27年度	平成16年度～平成27年度	581,200	271,000

表11 水道用水供給事業に係る施設整備事業費の概算

事業者名	事業名	総事業費						
		貯水施設	取水導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	その他	
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
埼玉県	埼玉県水道用水供給事業	66,000	29,000	115,000	21,000	0	40,000	271,000

事業者名	事業名	事業量 (m <sup>3</sup> /日)	工 期	建設単価 (円/m <sup>3</sup> )	年 次 計 画			
					H16～H18	H19～H23	H24～H27	残事業分
					(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
埼玉県	埼玉県水道用水供給事業	2,433,000	平成16年度～平成27年度	111,385	52,000	145,000	74,000	0

注)茨城県五霞町含む

表12 計画区域の将来計画

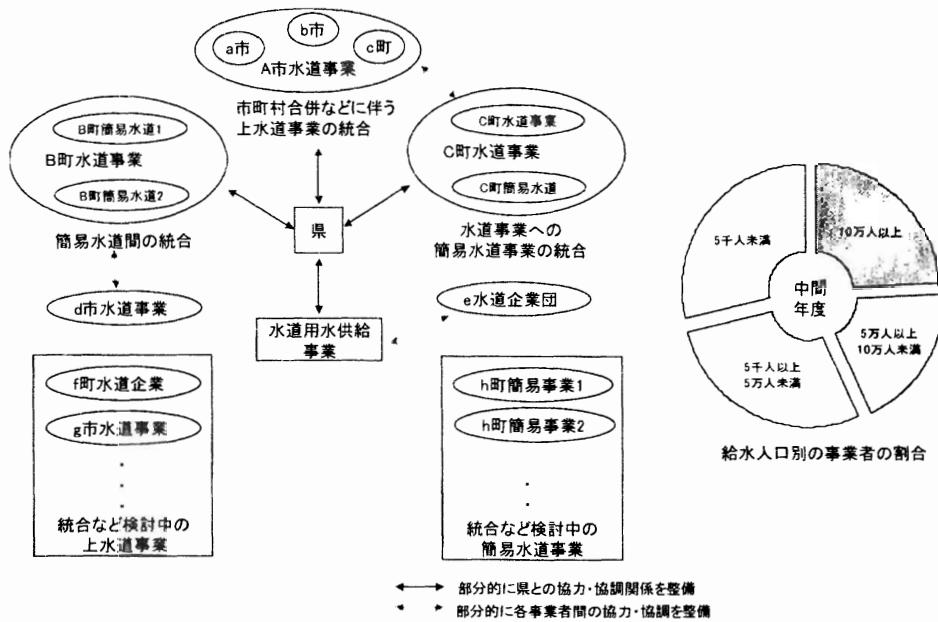
水道事業名	現在	将来(中間目標年度)	将来
さいたま市上水道		→	
岩槻市上水道		→	
春日部市上水道		→	
宮代町上水道		→	
杉戸町上水道		→	
庄和町上水道		→	
草加市上水道		→	
越谷・松伏水道企業団上水道		→	
吉川市上水道		→	
八潮市上水道		→	
三郷市上水道		→	
川口市上水道		→	
蕨市上水道		→	
鳩ヶ谷市上水道		→	
戸田市上水道		→	
川越市上水道		→	
所沢市上水道		→	
狭山市上水道		→	
入間市上水道		→	
朝霞市上水道		→	
志木市上水道		→	
新座市上水道		→	
和光市上水道		→	
富士見市上水道		→	
上福岡市上水道		→	
大井町上水道		→	
三芳町上水道		→	
鴻巣市上水道		→	
川里町上水道		→	
上尾市上水道		→	
桶川北本水道企業団上水道		→	
伊奈町上水道		→	
行田市上水道		→	
羽生市上水道		→	
吹上町上水道		→	
南河原村簡易水道		→	
吹上町袋簡易水道		→	
坂戸、鶴ヶ島水道企業団上水道		→	
坂戸市片柳南部簡易水道		→	
毛呂山町上水道		→	
毛呂山町鎌北簡易水道		→	
越生町上水道		→	
東松山市上水道		→	
吉見町上水道		→	

※法定及び任意合併協議会設置状況(平成15年12月1日現在)、平成15年9月現在の調査結果より作成

水道事業名	現在	将来(中間目標年度)	将来
滑川町上水道			→
嵐山町上水道			→
小川町上水道			→
都幾川、玉川水道企業団上水道			→
都幾川村大野簡易水道			→
都幾川村西ノ沢簡易水道			→
東秩父村西簡易水道			→
東秩父村萩平簡易水道			→
東秩父村東簡易水道			→
東秩父村堂平・白石簡易水道			→
東秩父村大内沢簡易水道			→
東秩父村上ノ貝戸簡易水道			→
川島町上水道			→
鳩山町上水道			→
日高市上水道			→
加須市上水道		→	→
騎西町上水道		→	→
久喜市上水道		→	→
鷺宮町上水道		→	→
幸手市上水道		→	→
蓮田市上水道		→	→
白岡町上水道		→	→
菖蒲町上水道		→	→
北川辺町上水道		→	→
大利根町上水道		→	→
栗橋町上水道		→	→
熊谷市上水道			→
大里町上水道		→	→
江南町上水道		→	→
妻沼町上水道			→
深谷市上水道			→
岡部町上水道			→
川本町上水道		→	→
花園町上水道		→	→
寄居町上水道		→	→
寄居町金尾簡易水道		→	→
寄居町風布・小林簡易水道		→	→
飯能市上水道		→	→
名栗村簡易水道		→	→
本庄市上水道			→
美里町上水道			→
児玉町上水道			→
神川町上水道			→
上里町上水道			→
神泉村矢納簡易水道			→
神泉村阿久原簡易水道			→
神泉村高牛・浜ノ谷簡易水道			→

※法定及び任意合併協議会設置状況(平成15年12月1日現在)、平成15年9月現在の調査結果より作成

## ■ 資料2 埼玉県の水道事業における将来イメージ



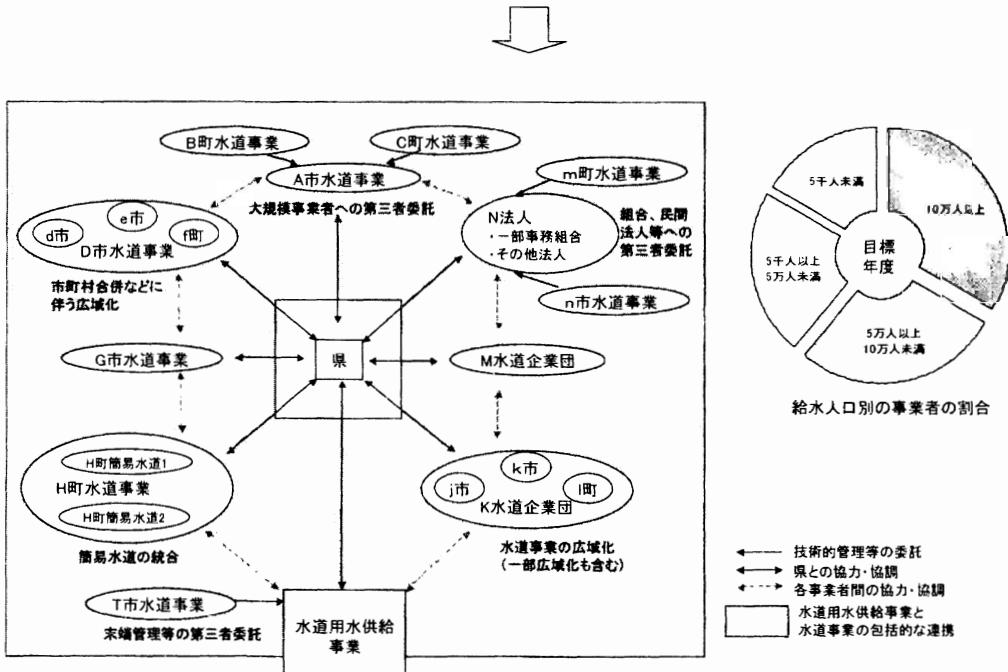
【水道事業の広域化】：市町村合併に伴う上水道事業の統合、簡易水道間の統合、水道事業への簡易水道事業の統合を進める。

【県との関係】：県と水道事業の双方の協力・協調関係を順次整備。

【他水道事業との関係】：近隣の水道事業間における協力・協調関係を整備。

【水道用水供給事業との関係】：水道用水供給事業と水道事業の双方の協力・協調関係を順次整備。

### 将来の埼玉県の水道事業(目標中間年度)



【水道事業の広域化】：経営基盤の強化や経営の効率化等を目的とした事業統合、第三者委託を進める。

【県との関係】：県と水道事業の双方の協力・協調関係の整備。

【他水道事業との関係】：維持管理の強化等を目的とした各水道事業間の協力・協調関係を整備。

【水道用水供給事業との関係】：水道用水供給事業による各水道事業の包括的な連携体制の整備。

### 将来の埼玉県の水道事業(平成35年度)

### ■ 資料 3 語句の解説

P5

#### ※1 クリプトスボリジウム

腸管に感染して下痢を起こす病原微生物（原虫）である。塩素に耐性があり、一般的な浄水場の塩素消毒では、ほとんど感染力を失わない。汚染された水道水源を原因とする大規模な水系集団感染を引き起こした事例もある。

#### ※2 消毒副生成物

水道水の消毒に用いられる塩素と原水中の有機物質とが反応し、人体に有害であるトリハロメタンやブロモホルムなどの有機塩素化合物を生成する。このような消毒によって生成する副生成物を消毒副生成物と呼ぶ。

P6

#### ※1 水質基準

水道法に規定されている、水道水が備えなければならない水質上の要件。水質基準は、水道法第4条に規定されており、基準項目、基準値、検査方法が定められている。

#### ※2 水質検査計画

水道事業者が毎事業年度の開始前に水質検査計画を策定し、その内容を需要者に対し事前に公表するもの。水質試験の適正化と透明性を確保する。

水質検査計画には次の事項を記載する。

- ① 水質検査計画に関する基本方針
- ② 当該水道事業の概要
- ③ 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の問題点
- ④ 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由（水質検査を省略する項目及びその理由）
- ⑤ 臨時の水質検査に関する事項
- ⑥ 水質検査の方法（自己検査／委託検査）
- ⑦ 水質検査計画及び検査結果の公表の方法
- ⑧ その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

## P8

### 需要水量、供給水量

水の需要と供給の見通しを水量で表したものであり、水道の計画上の表現としては一般的であるが、水道用語としては、需要水量は給水量、供給水量は供給可能水量として表すことが多い。

## P11

### ※1 有効率、有収率、有効無収率

- 有効率

有効水量を給水量で除したもの (%). 有効率は、水道施設及び給水装置を通して給水される水量が有効に使用されているかどうかを示す指標であり、下式で算出される。有効率の向上は、経営上の目標になる。

$$\text{有効率}(\%) = \frac{\text{有効水量}}{\text{給水量}} \times 100$$

- 有収率

有収水量を給水量で除したもの (%).

$$\text{有収率}(\%) = \frac{\text{有収水量}}{\text{給水量}} \times 100$$

- 有効無収率

有効無収率は、有効率から有収率を控除した数値。メータ不感水量等、料金収入を得ることができない水量の割合となる。

### ※2 負荷率

一日最大需要水量に対する一日平均需要水量の割合を示し下式で算出する。負荷率は、給水量の変動の大きさを示すもので、一般的に小規模の都市ほど低くなり、都市の規模が大きくなると高くなる傾向がある。

$$\text{負荷率}(\%) = \frac{\text{一日平均需要水量}}{\text{一日最大需要水量}} \times 100$$

## P15

### ※1 ISO14001

事業者が「環境マネジメントシステム（EMS）」を構築することにより、環境配慮事業者としての対外的な信頼感の向上とコスト削減を実現することが可能となる国際規格をいう。※国際標準化機構（ISO）

## P16

### ※1 配水ブロック化

配水区域を、浄・配水施設の分布状況や、地形、地勢、需要量等の分布状況を勘案し、配水ブロックというエリアに小さく分割して、水量、水圧を管理する方法をいう。

### ※2 直結給水方式

給水装置の末端である給水栓までの給水は、従来2階建て程度の建物に対しては配水管の圧力をを利用して行い、2階建て以上や、大口の需要者には受水槽を設置して行っていた。しかし、管理が不十分な受水槽においては、水質の悪化などの衛生上の問題があるため、3階以上の中層建築物に対しても配水管の圧力をを利用して給水を行う方式をいう。

## P17

### ※1 ISO9001

事業者が「品質保証体制」を構築することにより、顧客・消費者からの信頼性を高め、品質レベル向上、業務革新の推進によって事業者の優位性を確保することが可能となる国際規格をいう。

### ※2 ISO17025

試験所認定制度に関する国際規格。試験所・校正機関が特定の試験・校正を実施する能力があるものとして承認を得ようとする場合の一般的な要求事項の規定をいう。

### ※3 貯水槽水道

水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道から供給を受ける水のみを水源とするもの。簡易専用水道及び受水槽の有効容量 10m<sup>3</sup>以下（小規模受水槽）のものの総称である。貯水槽水道は、供給規程上の定義であって、水道法による規制上の定義ではない。貯水槽水道は、本来、受水槽の設置者が管理する必要があるが、管理に問題あるものが存在し、衛生上の問題もしばしばみられることから、水道事業者と貯水槽水道の設置者双方の責任に関する事項を給水契約（供給規程）で定め、貯水槽水道の維持管理の強化を図ることとなった。